

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
<b>【自治体支援】</b>					
<b>1【自治体支援】地域マネジメント</b>					
1	「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を保険者の計画策定プロセスで活用するための支援に関する調査研究	地域包括ケアシステムの構築や団塊ジュニア世代全員が65歳以上となる2040年への一層の深化に向けては、各市町村がその進捗状況を自己評価し、自らの施策を顧みることができる評価指標や評価スキームが求められる。これに応えるため、「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を作成し、令和5年度の第9期介護保険事業計画の策定において各市町村での活用を促進したところである。 その結果、本ツールを活用した各市町村において、計画策定への反映をはじめとして一定の成果が見られることから、本調査研究ではこれを発展させ、広域支援として、都道府県単位での支援や伴走、近隣市町村での取組を共有し、地域包括ケアシステムの構築支援に活用することを念頭に、全国10市町村程度へモデル実施を行うとともに、各市町村の職員が点検ツールを主導するキーパーソンとなるよう養成セミナーを開催する。 また、2025年(令和7年)度は、地域包括ケアシステム構築の目安の年度となり、かつ第10期計画の策定準備年となることから、介護予防・日常生活圏ニーズ調査等のアンケートの実施に向けて、必要な項目の洗い出しなどの伴走支援を行う。 有識者委員会を設置して、都道府県等が実施する各市町村支援への有機的な連携の可能性について検討を行い、活用事例をまとめる。		令和3～6年度老健事業による「効果的な施策を展開するための考え方の点検ツール」を用いた調査研究であること	総務課 介護保険計画課 認知症施策・地域介護推進課
2	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各市町村の地域デザイン力を高める組織構築に関する調査研究	介護保険制度の見直しに関する意見において、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る／地域共生社会の実現を目指すため、各市町村において地域の実情に即した施策を広く展開するための「地域デザイン力」が重要であり、地域づくり施策の推進が必要とされている。 そこで、過去に実施した本事業によるロジックモデルの作成を通じて、地域の課題把握の仕組みや庁内外とのネットワーク体制整備などを図る支援として、より発展させることを目的とするともに、過去に支援を受けた各市町村の経験やノウハウをさらに他自治体同士のコミュニティ(地域包括ケア政策形成コミュニティ)のネットワークを通じて、自治体間の「学びあい」による相互協力による政策形成について実証的に調査研究を実施する。 この仕組みを活用し、全国16市町村程度をモデルとして、伴走支援を行い、各自治体における地域デザイン力強化に必要なプロセスとノウハウを共有化する知見をまとめる。		令和6年度「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた各市町村の地域デザイン力を高める共創コミュニティによる支援に関する調査研究」の成果に基づく事業とすること	総務課
3	高齢者の自立を高めるためのリエイブルメント視点を取り入れた総合事業の普及展開に関する調査研究事業	今後も増え続ける管内の高齢者の自立支援・重度化防止を促進するためには、フレイルに陥った高齢者が再自立できるよう支援し、元の生活へ戻す取組を充実させる必要がある。山口県防府市などでは、この高齢者の「セルフマネジメント力」を高め再自立を促すリエイブルメント型の方法を取り入れ、その効果が既に実証されている。これらの取組を、東海北陸管内の自治体でモデル的に実施し、その効果を検証すると共に導入する上での要点等を取りまとめる。 ①総合事業の再構築を目指す各市町村を複数選定し、各市町村職員並びにリハビリ専門職、地域包括支援センター職員等に対して、リエイブルメントの教育、リハビリ専門職との同行訪問や短期集中リハビリについての現地研修及び効果的な助言など具体的な支援を実施する。 ②①の支援を行うにあたり、地域の高齢者の支援に携わるリハビリ専門職や包括支援センター職員等に対して、リエイブルメントの視点に立った支援方法の教育動画を作成する。 ③取組を通じて把握した課題や解決策についてマニュアルにまとめ、教育動画と併せて県・各市町村に周知すると共に、今回の成果についてセミナーを実施する。		東海北陸厚生局管内において事業を行う計画となっていること	東海北陸厚生局
4	在宅医療・介護連携に係る自治体の効率的な事業の推進事業のための調査研究	令和6年度在宅医療・介護連携推進支援事業では、検討会や研修会の実施の他、幅広い事例の掲載可能なプラットフォームを作成している。 事例収集については、在宅医療・介護連携推進の効果的な会議開催、相談窓口の活用、多職種連携、日常療養支援、入院支援、急変時対応、看取り、感染症、災害、認知症の人等に対する取組事例を全国から自治体規模等を考慮しつつ、自治体の政策立案に参考となる形式で30事例程度収集し、前述のプラットフォームに掲載できる形式のデータを作成するなど、自治体の政策立案に資する資料の不足に対応するため、幅広い事例の収集・資料作成等の自治体の効率的な事業の推進に係る事項を実施する。		・在宅医療・介護連携推進事業等、医療及び介護の政策に関する知見を有する組織であること。 ・令和7年度在宅医療・介護連携推進支援事業の委託事業者と連携し、実施すること。	老人保健課
<b>2【自治体支援】指導監督等</b>					
5	住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業	○ 住宅改修住宅改修費は近年給付費が減少傾向にある。貸家や単身高齢者の増加の影響が考えられるが、利用者ニーズとの乖離が生じていないか等の実情を把握する必要がある。 ○ 住宅改修費の給付決定は国の通知に基づき保険者が判断を行うが、地域の実情に応じて保険者間で判断が異なるケースが見られる。給付適正化の観点から昨年手引書を作成したが、その適切な活用を図るため、地域の実情を把握する都道府県のリーダークラスの各市町村間の連携を図る仕組み作りが必要である。 ○ 本事業では有識者による検討会を開催した上で、住宅改修の給付実態やニーズの把握及び保険者の給付決定に関する情報を収集し、都道府県による保険者間の連携を促進するためのエリア毎の会議を開催しその成果を事例集としてまとめ、住宅改修の支給決定上の課題や指導監督のあり方等も含め報告書にまとめること。		○ 事業の実施に当たっては、令和5年度厚生労働省委託事業「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業(実施: エム・アール・アイリサーチアンドエンジニア株式会社)」令和元年度厚生労働省委託事業「安心できる住環境の確保に向けた他職種連携の在り方に関する調査研究事業(実施: 全国福祉用具専門相談員協会)」の成果物等を参考とすること。	高齢者支援課
6	介護保険施設等に対する指導の実施率向上に関する調査研究事業	○ 介護保険施設等に対する指導(運営指導、集団指導)については、近年、標準化・効率化を進め実施率の向上を図っているが、依然として自治体による実施率のばらつきが見られる。 ○ これらを踏まえ、実施率が低調な自治体が増える課題等の把握を行うとともに、自治体が工夫している効率的・効果的な指導方法(ICT活用等)、都道府県による各市町村への支援方法等の把握を行い、分析・検討を加え、事例紹介を含めた運営指導等の実施率向上に有用な成果物をまとめる。			総務課介護保険指導室
<b>3【自治体支援】その他</b>					
7	中山間地域等における日常生活圏単位での地域包括ケアシステムと地域づくりの総合的な推進のための調査研究事業	①テーマの問題意識 ・少子高齢化・人口減少が進展する中、中山間地域等においては地域包括ケアシステムを確保していく上で日常生活圏域での医療・介護等のサービス体制の維持が切実な課題となっている。また、高齢者等が地域で暮らし続けるためには、買い物等の生活支援や介護予防も重要となっており、高齢者等の担い手を含めて多様な社会資源の開発を進めるとともに、地方創生の視点も交えて首長も含めた全庁的な体制で、コミュニティ再生や移動支援も含めて地域づくりを考えていく必要がある。 ②実施すべき事業の内容 ・このため、中山間地域等における日常生活圏単位でサービスの需給やニーズの分析、先行事例の収集・分析、関係者の意識啓発等を行い、今後の取組の参考となるモデルを得るものとする。 ③成果物の体裁 ・中国地方の他の自治体の参考となるよう、事例の分析等について報告書にまとめる。		・中山間地域等を抱える各市町村によるシンポジウムの開催を検討。	中国四国厚生局
8	地域包括ケアシステムと地域共生社会の推進に向けた継続的・発展的な取組に関する調査研究	過去に地域包括ケアシステムの構築等の好事例として取り上げられた各市町村等の事例の中でも、取組が継続あるいは発展したものと縮小・中止したものと、その後の取組経緯は様々であると想定される。これらの背景を踏まえ、以下を実施する。 ①過去に地域包括ケアシステム構築・地域共生社会の推進の好事例として取り上げられた事例を対象とした、取組経緯の把握や分析 ②アンケート調査等を通じた新たな取組好事例の発掘 ③①の結果等を踏まえた、地域における取組を継続・発展させていく上でのポイントの検討 ④①～③を報告書に取りまとめる。		・九州厚生局の管轄エリアにて調査等を行う計画となっていること。 ・九州厚生局が検討会等へ参加のうえ、意見を述べる事が出来ることとすること。	九州厚生局
9	東北管内伴走支援における支援者に必要なエレメント(要素、条件等)調査研究事業	伴走支援は、各市町村が抱える課題の解決に向け「つながる・知る・うまれる」のプロセスを現地で支援することにより関係者間の規範的統合につながる有効な手段であるものの、支援に求められる知識や技術は高く、現時点で担える人材は少ない。東北においても同様であり、東北の地域特性(東日本大震災、原発事故、超高齢化等)に応じた支援ができる地域の人材を育成する必要がある。本事業では、伴走支援を行う支援者に必要なエレメント(要素や条件等)を整理するとともに、東北6県が推薦する人材を募集し、地域づくり支援ハンドブックや東北の地域特性など必要な知識と技術を備えた人材を育成する。また、東北6県支援者会議、事例検討会等を開催し、支援者間をネットワーク化することにより支援者等のスキルアップと合意形成を図る。併せて、本事業で育成した支援者等と積極的に各市町村支援に取組む中長期的な計画等を立案し、その結果を報告書としてまとめる。		東北厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。 現行の地域づくり加速化事業のノウハウを活用する必要があること。	東北厚生局
10	各市町村個別支援の評価分析及び支援体制の強化に関する事業	地域包括ケアシステムの推進を目的に、厚生局や府県では人口や地域資源の異なる各市町村が地域づくりに係る課題を解消できるよう個別支援を行っている。地域課題の解決には複数年に渡って取組む必要があることが多く、支援期間は基本的に1年であるため支援後の状況把握や継続した支援が難しく、支援の効果を長期的に評価できていない。このため、本事業では支援後の各市町村の状況や府県の継続支援の状況を把握し、支援の効果の評価分析を行う。また、個別支援方法の見直しや、継続支援において府県や厚生局で実施すること等を整理し、自治体支援の強化する。具体的には、対象の府県、各市町村職員、関係者、有識者等へのヒアリングと意見交換の実施、各市町村支援の実施、有識者による個別支援や継続支援についての評価や検討、フォーラムの実施、報告書の作成を実施する。		地域づくりの各市町村個別支援実施経験のある事業者が望ましい 近畿厚生局と連携して事業を進めること	近畿厚生局
<b>4【地域包括支援センター】</b>					
11	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業及び地域ケア会議のあり方とそれを担う地域包括支援センター及び地域の関係者・関係機関の役割等に関する調査研究事業	○「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会中間整理」において、居宅介護支援事業所は個々の利用者に対するケアマネジメントに、地域包括支援センターは社会資源への働きかけを含めた地域全体の支援に、それぞれ重点を置くことが適当であること、また、ケアマネジャーの法定業務以外の業務については地域課題として地域全体で対応を協議すべきものであり、各市町村における相談体制の整備や地域の関係者からなる協議の場での対応の検討、生活支援コーディネーターやインフォーマルな資源の活用への期待が示されたこと。 ○このようなか、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、多職種協働を前提としつつも主任介護支援専門員が中心的な役割を果たしており、地域におけるネットワーク構築や地域ケア会議を通じた地域づくりの推進、個々の介護支援専門員の質向上のための指導・助言等を行ってきたが、居宅介護支援事業所にも主任介護支援専門員の配置が進む中、当該事業における関係者・関係機関の役割やあり方が変化してきている。 ○地域全体のケアマネジメントの質向上や複雑化・複合化した課題を抱える高齢者の自立支援に資するよう、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業と地域ケア会議に関する各市町村及び地域包括支援センターへのアンケート調査・ヒアリング調査を実施するとともに、地域包括支援センターをはじめ地域の関係者・関係機関の効果的・効率的な連携等のあり方について検討し、報告書にとりまとめる。		令和6年度「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実態とそれを担う主任介護支援専門員の役割に関する調査研究事業」の成果を踏まえた調査・検討を行うこと。アンケート調査及びヒアリング調査に関して9月中旬に中間結果のとりまとめを行うこと。	認知症施策・地域介護推進課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
12	地域包括支援センターの役割を踏まえた業務継続計画(BOP)にもとづいた災害等に対する市町村の体制整備に係る調査研究事業	<p>○地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時における要支援者の把握や関係機関との連絡調整、フェーズに応じた市町村や地域の関係者との緊密な連携、復興に向けた地域への働きかけ等、各地域の災害等に対する体制において重要な役割を有する。(現在、能登半島地震の経験を踏まえ、介護保険部会において、地域包括支援センターにおける業務継続計画(BOP)策定や行政との連携について議論を行っているところ。)</p> <p>○各市町村において地域包括支援センターの役割を踏まえた災害等に対する体制整備を行う観点から、地域包括支援センターにおける業務継続計画(BOP)の策定・見直し・訓練等の取組、行政や地域の関係者との平時からの関係構築等に関して、全国的なアンケート調査による実態把握及び好事例収集(能登半島地震の経験に関するヒアリングを含む)を踏まえ、市町村及び地域包括支援センターにおける効果的な体制整備のあり方について検討する。</p> <p>○成果物として市町村・地域包括支援センター向けハンドブックと報告書を策定する。</p>		<p>全国地域包括・在宅介護支援センター協議会により策定された「地域包括支援センターにおける業務継続計画(BOP)策定の考え方」を踏まえた実態把握及び検討を行うこと。アンケート調査及びヒアリング調査に関して9月中旬に中間結果のとりまとめを行うこと。</p>	認知症施策・地域介護推進課
<b>5【ケアマネジメント】</b>					
13	高齢者自身の意思決定と多様な選択を支援するための介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援のあり方に関する調査研究事業	<p>○令和6年の制度改正において、地域包括支援センターの業務負担軽減を図りつつ地域資源との連携のもとで地域住民への支援を適切に行うことができるよう、介護予防支援について居宅介護支援事業所が指定を受けて実施することが可能となったことに加え、医療・介護専門職の適切な連携を図ることで「高齢者の選択」を適切に支援する観点から、介護予防ケアマネジメントの業務範囲の明確化や計画策定が必須である場合の整理を行ったところ。</p> <p>○これらの見直しを踏まえ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所による介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいては、高齢者自身の意思決定や多様な選択を支援するようなかかわりが求められるが、業務負担や人材確保困難な状況もある中、一連のプロセスを効率化することも必要である。</p> <p>○介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントや計画作成、モニタリング・評価といった一連のプロセスの分析と効率的・効果的な実施に向けた検討を行うために、プロセスや業務実態に関するアンケート調査及びタイムスタディ調査、高齢者の状態の改善・維持の状況等に関する実態把握、ICT活用や多職種連携も含めた方策や地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所における役割分担等のあり方の検討を行い、報告書にとりまとめる。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める	<p>令和6年度「地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画等の作成へのリハビリテーション専門職の効果的な関与やAI・ICT等を活用した効率化に関する調査研究事業」の成果を踏まえた調査・検討を行うこと。アンケート調査及びタイムスタディ調査に関して9月中旬に中間結果のとりまとめを行うこと。「介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究」とも連携して事業を行うこと。</p>	認知症施策・地域介護推進課
14	居宅介護支援及び介護予防支援における令和6年度介護報酬改定による影響等に関する調査研究事業	<p>令和6年度介護報酬改定による居宅介護支援や介護予防支援、介護支援専門員(ケアマネジャー)の業務への影響や現状の課題等について実態を把握し、次期介護報酬改定等に向けた分析や課題等についての検討を行い、報告書を作成する。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める		認知症施策・地域介護推進課
15	介護支援専門員の法定研修の在り方に関する調査研究事業	<p>介護支援専門員(ケアマネジャー)の法定研修については、ケアマネジャーの専門性を高め、資質を確保・向上させていくために重要な役割を果たしてきたところ。一方、受講者にとって経済的・時間的負担が大きいという課題があり、令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントにかかる諸課題に関する検討会 中間整理」の中でも、全国統一の実施が望ましい科目について固いレベルで一元的に作成することや、オンライン受講の推進、分割受講の仕組み等を検討し、可能な限り負担軽減を図ることが適当であるとされたところ。</p> <p>このため、法定研修について、実態を把握するとともに一部研修の一元化及び分割受講の仕組み等について具体的な方策の検討を行う。さらに都道府県に設置されている研修向上委員会についても在り方等について検討を行い、報告書を作成する。</p>			認知症施策・地域介護推進課
16	適切なケアマネジメント手法の普及と推進に向けた調査研究事業	<p>適切なケアマネジメント手法については、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)に位置づけられて以降、近年では、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)において、更なる普及・定着を図ることとされ、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」(令和6年12月12日)において、ケアマネジャーだけでなく、医療等の関係職種や地方自治体等の関係者も含めて周知することが重要とされている。令和7年度においては、法定研修への導入を踏まえた手法の普及・実施状況の把握を行うとともに、当該手法の更なる普及・定着が図られるよう、多職種等の関係者を含めた手法の普及等について検討し、報告書を作成する。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める		認知症施策・地域介護推進課
17	居宅介護支援事業所における介護支援専門員等の業務実態に関する調査研究事業	<p>高齢化の進展に伴い、複合的な課題を抱える高齢者の増加が見込まれる中、その専門性を生かし、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力するための環境整備が重要となっており、令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」の中でも、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、業務の整理やICT等の活用により負担の軽減を図る旨が記載されているところ。</p> <p>このため、事業所内での介護支援専門員と事務職員との役割分担も含めた業務の実施状況等について、タイムスタディ調査等も実施しながら把握するとともに、テクノロジーの活用状況の把握や方策等についても検討を行い、報告書を作成する。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める		認知症施策・地域介護推進課
18	ケアプラン点検の効果的な実施方法に関する調査研究事業	<p>ケアプラン点検については、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」において、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ利用者の「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアマネジメントを提供できているかどうか、ケアマネジャーに自主的な気付きを促していくような仕組みとすることが重要とされたところ。本事業では、ケアプラン点検の実施状況を把握するとともに、効果的なケアプラン点検の在り方の検討等を実施するとともに、適切な実施のための保険者等への研修を実施し、報告書を作成する。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること</li> <li>保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと</li> <li>実施に際して、保険者の協力を得ることが出来ること</li> </ul>	認知症施策・地域介護推進課
19	AIを活用したケアプラン作成支援に係る調査研究事業	<p>ケアプランの作成は、ケアマネジメント業務の中でも中核となる業務である一方で負担感の高い業務でもあり、また介護支援専門員によるバツつきも多量に指摘もあり、AIの活用による質の向上や効率化への期待が高い。</p> <p>このため、介護情報基盤の整備も見据えた学習データのあり方やAIを活用したケアプラン作成支援の在り方等について、ケアマネジャーの意見も踏まえた上で検討し、報告書を作成する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>AIエンジンの開発・改良を行うことができること</li> <li>調査研究実施に際してデータを保有する法人、介護保険事業者と協力を得ることができること</li> <li>平成28年度から老健事業で行っている「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究」の項目をAIエンジン開発に活用すること</li> </ul>	認知症施策・地域介護推進課
20	災害時のケアマネジメントに関する調査研究事業	<p>令和6年に発生した能登半島地震において、被災高齢者等把握事業により、介護支援専門員が被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援の提供へのつなぎ等を実施したところ。一方で、被災高齢者等への支援の初動体制や、支援ニーズ発見からサービスにつなげるプロセス等において課題が顕在化したところ。</p> <p>このため、災害時におけるケアマネジメントに関する課題を整理するとともに、方策の検討を行い、報告書を作成する。</p>			認知症施策・地域介護推進課
21	介護職員の技能等に関する評価のあり方に関する調査研究事業	<p>高齢化により介護サービスの需要が高まることが見込まれる中で、介護人材の確保と同時に質の向上が急務であるが、我が国では介護技能の標準的な評価指標が十分に整備されておらず、介護の現場では職員の経験や能力によって提供されるケアの質が大きく異なる。介護職員の専門性の更なる向上のため、介護分野における具体的な技能の評価のあり方等について検討を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護分野は、多様なサービスからなる多様な団体を擁する領域であることを踏まえ、関係団体等の参画を得て検討委員会を開催するなど、丁寧な合意形成を図ること</li> <li>介護に関する能力や知識を判定・評価するための客観的な基準についての策定実績を有すること</li> </ul>	認知症施策・地域介護推進課
<b>6【地域共生社会】</b>					
22	身寄りのない在宅高齢者への支援に関する調査研究事業	<p>身寄りのない高齢者等には、日常生活支援、医療・介護の利用から財産管理・死後事務に至るまで生活上の多様なニーズがある。このニーズには高齢者等終身サポート事業を利用することで対応可能だが、これの利用には一定の資力が必要となることが課題となっており、一定の資力を有しない場合の対応として、様々な地域資源を組み合わせて利用することで解決することが期待される。そこで本事業では、身寄りのない高齢者等とのニーズに対応した地域資源とマッチングさせるために、地域に求められる体制や役割、経路や効果・課題プロセス等について、過去に作成した報告書等を参考に検討する。その上で、モデル的な取組を実施する自治体を募集し、国における制度改正や自治体における体制整備について検討した結果を報告書にとりまとめる。</p>		<p>実施主体は、高齢者等終身サポート事業等の調査研究について、実績を有すること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
23	保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、介護保険制度に基づくサービスを着実に提供することを基本としながら、利用者の希望に応じ、高齢者の多様なニーズに対応する介護保険外のサービスの充実を図ることも重要である。</p> <p>そこで本事業では、以下の調査・研究の結果を報告書等にとりまとめる。</p> <p>①保険外サービスの取組の現状として、保険外サービスを提供する事業者や自治体等の状況について、情報収集を行う。</p> <p>②有識者や団体等による検討会を設置する等により、過去に作成した事例集等を有効に活用しつつ、市町村における地域ニーズを解決する保険外サービスの効果的な創出・普及方法並びに体制の構築(協議体や地域ケア会議の活用を含む)を検討する。</p>		<p>実施主体については、保険外サービスについて、知見を有すること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
24	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	<p>高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催するものである。</p>			総務課
25	災害時に備えた地域リハビリテーション支援体制の在り方の検討事業	<p>地域リハビリテーションについては、「地域リハビリテーション推進のための指針」において、都道府県の体制整備についてお示ししている。第9期介護保険事業計画の基本指針においても、地域リハビリテーションの更なる推進についてお示したほか、災害時のリハビリテーション体制を維持するためにも、全国的に地域リハビリテーション支援体制を整備していく必要がある。</p> <p>本事業では、既存の調査を踏まえ、災害時のリハビリテーション支援に関する地域リハビリテーション体制の在り方についてとりまとめを行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度以前に、老人保健健康増進等事業等で作成した、地域におけるリハビリテーションに関するマニュアルや手引き等を踏まえた事業とすること</li> <li>本事業の企画立案に当たって、自治体や関係団体の有識者等を参画させること</li> </ul>	老人保健課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
<b>7【介護サービス共通】</b>					
26	中山間地域等における安定的な介護サービスの提供に資するための方策に関する調査研究事業	介護サービスは、利用者や家族の方々にとって欠かせないものであり、中山間地域や離島等においても、地域の実情に応じて、安定的な介護サービスの提供体制を確保することが重要である。 こうした観点から、介護保険法では、中山間地域等の特性にかんがみ、基準該当サービスや離島等相当サービスなど介護サービス事業所の運営にあたって課される基準の緩和措置を講じているところであるが、特に離島等相当サービスについては、その活用が十分に進んでいるとはいえない状況にある。 このため、本事業では、全国の自治体の離島等相当サービスの運用実態や活用意向等を調査し、有識者や地方自治体、事業者団体等により組織する委員会等において、活用の妨げとなり得る要因を分析した上で、中山間地域等における当該サービスの活用を促進する方策を検討し、その結果を報告書にとりまとめる。			認知症施策・地域介護推進課
27	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける公表に向けたガイドライン策定に係る調査研究事業	介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける経営情報の報告及び分析等が2024年4月から施行され、都道府県においても分析・公表が努力義務とされていることに伴い、都道府県における公表及び分析のあり方について整理を行う。具体的には、分析の実施に当たっての作業手順や、データの性質や公表の実態に関する留意点の整理など、都道府県による分析・公表作業を実施するためのガイドライン等の策定支援を行う。 あわせて、今後の本制度の活用・改善に向けて、事業運営や経営改善などの専門的な見地を有する者の知見も踏まえつつ、データの更なる利活用に資する方策や、報告精度の向上に向けた検討等を実施する。		実施主体は介護サービス事業者経営情報データベースの運営や、介護事業者の経営状況等について、実績を有すること。	認知症施策・地域介護推進課
28	地域における訪問介護等サービスの提供体制の確保に関する調査研究事業	○訪問介護や訪問入浴介護、通所介護(以下、「訪問介護等」といったサービスは、在宅での生活を継続するために必要なサービスであり、中山間地域や人口減少地域であってもサービス提供体制を確保することは重要である。 ○本事業では以下の点について、訪問介護等事業所及び在宅介護支援事業所並びに自治体を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を行ったうえで、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、地域におけるサービス提供体制の確保に向けた課題と対応を検討し、報告書としてとりまとめる。 ①訪問介護等事業所が存在しない自治体や、周辺事業所がサービス提供をしない地域では、被保険者の状態やサービス利用状況にどのような特徴があるか。被保険者は、在宅での生活を継続できているか。 ②訪問介護等事業所が存在しない自治体や、周辺事業所がサービス提供をしない地域は、どのような要因で生じているか。当該地域の発生を未然に防ぐためどのような対策がとられているか。 ③訪問介護等事業所が存在しない自治体や、周辺事業所がサービス提供をしない地域では、在宅での生活を継続するため、周辺自治体との調整等、どのような措置がとられているか。			認知症施策・地域介護推進課
29	認知症対応型共同生活介護における安定的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業	○令和6年度介護報酬改定の審議報告においては、今後の課題として、医療機関との連携強化や、ICTの活用実態を踏まえた夜間職員体制の取扱いへの対応について、検討の必要があるとされている。 ○また、介護ニーズの少ない中山間・離島等の地方においても、必要な介護サービスが安定して受けられるよう、特に地方における認知症対応型共同生活介護の経営状況等について把握し、必要な対応について検討する必要がある。 ○本事業では、令和6年度の報酬改定における改定内容を踏まえ、主に次に掲げる調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。 ①令和6年度介護報酬改定で要件の変更があった医療連携加算、夜間支援体制加算を中心に加算の算定状況、算定要件の対応状況や算定にあたっての課題、地域ごとの利用者数や経営状況等について、認知症対応型共同生活介護事業所に対してアンケートやヒアリング調査により実態把握を行う。 ②上記の結果分析や議論等を踏まえて報告書にとりまとめる。			認知症施策・地域介護推進課
30	訪問介護の令和6年度介護報酬改定の施行後の状況等に関する調査研究事業	○訪問介護について、令和6年度介護報酬改定では、基本報酬を見直すとともに、特定事業所加算の区分の見直し、同一建物減算の新たな区分の創設など規模や立地等を踏まえた対応を行ったところ。 ○そこで、今回の介護報酬改定に向けて、訪問介護サービスに必要な対応の検討に資する基礎資料を得るため、訪問介護事業所に対して次の調査等を行い、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。 ①各種加算・減算の算定状況、加算算定における課題の把握(事業所調査、ヒアリング調査) ②地域ごと(都市部・地方部)、及び併設する施設・集合住宅の有無による事業所の経営状況やサービス提供の把握(事業所調査、ヒアリング調査)			認知症施策・地域介護推進課
31	小規模多機能型居宅介護等の更なる普及促進に向けたサービス提供の在り方に関する調査研究事業	○小規模多機能型居宅介護については、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日介護保険部会)においても、「更なる普及を検討することが適当である」とされているほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても、第116回介護保険部会において、更なる普及に向けた取組の検討が必要だとする意見があったところであり、中重度の要介護者となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、サービスの普及を促進することは重要な課題である。 ○令和6年度介護報酬改定においては、サービスの普及に向けて、人材確保が大きな課題となっていることなどを踏まえ、事業所がより地域に開かれた主体となるよう、総合マネジメント体制強化加算について新たな区分を設けるとともに、認知症対応力を強化するために認知症加算の見直しを行うなど、対応を行ったところ。 ○本事業では以下の点について、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び在宅介護支援事業所並びに自治体を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を行ったうえで、有識者や事業者団体等により組織する委員会において、今後のサービスの更なる普及促進に向けた課題と対応を検討し、報告書としてとりまとめる。 ①令和6年度介護報酬改定を踏まえ、人材確保が難しいことや、サービスの特徴が十分に認知されていないこと等、普及を妨げる要因にどのような影響があったか。 ②普及を妨げる要因のひとつにもある収支の不安定さについて、包括報酬であることを踏まえ、サービス提供のあり方にどのような課題があるか。 ③その他、サービスの特徴が十分に認知されていないことを踏まえ、どのように他サービスと差別化することができるか。			認知症施策・地域介護推進課
32	利用者の適切なサービス選択に資するための介護サービス情報公表制度のあり方に関する調査研究事業	介護サービス情報公表制度については、利用者による適切な選択によりサービスの質を確保するため、各事業者が提供する介護サービスの内容や質に関する客観的かつ適切な情報の公表を求めているところ。そのため、当該制度において提供される情報は、その正確性が求められるところであるが、公表データの更新が遅れているものが相当程度あることなどから、令和3年6月4日に開催された「行政事業レビュー(公開プロセス)」において、「介護サービス情報の公表制度が、利用者による事業者の適切な評価・選択に資するものであること」を踏まえ、全ての自治体において適切に情報の更新が行われるような方法を検討すべきとの意見が示されたところである。 こうした意見を踏まえ、これまで適切にデータが更新されるよう取組を進め、全国調査を実施した令和4年2月10日時点から直近2年度以上前のデータが公表されている割合は一定程度改善している。しかしながら、自治体別に見ると依然としてデータの更新が進んでいない自治体もある現状がある。 こうした背景には、制度改正・報酬改定等に伴う公表内容の増加及び複雑化、調査・公表事務の増加による負担が想定されること。そのため、本調査研究では、公表データが適切に更新されるよう公表内容及び調査・公表事務等の負担軽減等も視野に以下を実施する。 (a) 公表内容、調査・公表事務等の現状や課題及び必要な対応等検討するための検討委員会(※1)を設置(作業部会において詳細を検討することも可)する。 (b) (a)で検討するため、必要に応じてアンケートまたはヒアリング調査等(※2)を行い、検討に必要なデータの取得を行う。 (c) 報告書を作成。 ※1 制度に携わる関係者(例、介護サービス事業者、都道府県等の職員、指定調査機関の調査員や指定情報公表センターの職員等、有識者等)を想定。 ※2 報告対象の介護事業者や調査・公表事務等を行う都道府県等、指定情報公表センター及び指定調査機関などを想定(調査手法については標本調査でも可)。			認知症施策・地域介護推進課
33	第10期介護保険事業計画の作成に向けた質の向上及び在宅介護実態調査のあり方に関する調査研究	①令和6年度老健事業で更新された「介護保険事業計画の手引き」を踏まえ、第10期介護保険事業計画に向けて、都道府県・市町村の計画担当者に対する研修を実施する。 (研修内容の例) ○第10期計画の作成に向けて留意すべきポイント ○計画作成にあたり実施する各種実態調査の実施方法や調査結果の計画への反映方法 ○点検ツールなど計画作成に活用できる複数の効果的なツールや活用方法 等 ②在宅介護実態調査等の各種調査について、計画作成にあたっての活用実態を把握した上で、介護予防や総合事業等の取組の評価や地域における将来的なサービス需要の適切な推計に資するものとなるよう、有識者による検討を行う。			介護保険計画課
34	2040年に向けたサービス提供体制の確保に資する計画のあり方及び作成支援に関する検討	介護保険事業計画について、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会における議論等を踏まえ、次の項目について有識者による検討を行う。 ①次期計画期間におけるサービス見込量の推計方法の精緻化(自然体推計の推計定義の検討、各地域固有の取組の成果の反映方法の検討) ②2040年に向けて人口構造等の変化を踏まえた中長期的計画について、当該計画の基本的な考え方や見込量等の算出方法 ③①及び②に関する的確な推計方法や都道府県・市町村における計画作成業務を支援するための具体的な方策(現行の地域包括ケア「見える化」システムの課題分析や改修項目等)の検討			介護保険計画課
35	介護保険における収入・所得、金融資産の取扱いに関する調査研究事業	高齢者の収入・所得状況や保有する金融資産(預貯金、有価証券等)を組み合わせた分布に加え、介護サービスの利用状況なども掛け合わせたアンケート調査を規模別に複数自治体において行い、介護保険における金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。		・本調査で収集する具体的なデータやその活用方法について、厚生労働省と調整の上、事業を実施すること。	介護保険計画課
36	特別地域加算等の在り方に関する調査研究事業	令和6年度介護報酬改定においては、どの地域においても必要なサービスを確保していく観点から、離島・中山間地域・豪雪地帯等について、介護報酬上の評価の在り方を含め必要な方策を引き続き検討していくべきであるとされたところ。 本事業では、特別地域加算等の取得状況や、離島・中山間地域・豪雪地帯等におけるサービス類型ごとの利用者数・移動距離・移動手段・移動時間等のサービス提供状況等を自治体、事業者等へのアンケートやヒアリング等の必要な手法により把握し、特別地域加算等の現状と課題を整理・分析する。			老人保健課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
37	介護職員等の処遇改善の推進に向けた方策に関する調査研究事業	介護分野における人手不足は厳しい状況であり、処遇改善は喫緊かつ重要な課題である。こうした中、令和6年度介護報酬改定における既得の3種類の加算の一本化及び加算率の引上げに加えて、令和6年度補正予算においても、更なる賃上げを目的とした支援策を盛り込み、介護分野の更なる賃上げに向けた取組を進めているところ。介護職員等の処遇改善に向け、これらの措置等が最大限活用されるようにするため、介護サービス事業者等のニーズを把握し、介護サービス事業者の制度理解に資するリーフレット等の作成、厚労省HPの管理等を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護事業者の就業規則・賃金規程等に知見を有すること。</li> <li>各種広報につき経験を有すること。</li> </ul>	老人保健課
38	速やかな介護認定の実施のための調査研究	要介護認定は、要介護者・要支援者の状態に応じて適切なサービスを提供するための介護保険制度の根幹をなす仕組みであり、その効率性及び迅速性が求められている。例えばがんや臓器不全の末期等の心身の状況が急激に悪化する方に対しては特に速やかな要介護認定やサービス提供が求められており、認定手帳等に特設の配慮が必要であることを踏まえ、厚生労働省から事務連絡発出や保険者の取組の調査等を行ってきたこと。本事業では、令和6年度要介護認定適正化事業で実施した全国の保険者ががん等の方に対する速やかな介護サービスの提供の取組に係る調査を踏まえた課題整理及び迅速に認定が実施されていない事例の調査分析を踏まえた速やかな要介護認定の実施に係る具体的な提案を行う等、要介護認定の効率性及び迅速性に係る調査研究を行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定事務に関して、多くの知見を有する者が実施すること。</li> <li>検討にあたり、要介護認定に関する知見を有する者等の有識者からなる検討会を設置すること。</li> <li>令和6年度「要介護認定適正化事業」において実施した調査の結果を踏まえること。</li> </ul>	老人保健課
39	居宅サービス等における安全性の確保や事故発生防止に関する調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、介護事業所における事故発生防止を推進する観点から、国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを掲げた対応が求められている。</li> <li>国における全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築すること併せて、各事業所においても安全管理体制を整備し、事業所内のPDCAサイクルを構築することが重要である。</li> <li>本事業では、居宅サービスにおける安全管理体制に関する実態を把握し、安全性の確保や事故発生防止を行う上での課題を整理する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者検討委員会を設置しとりまとめを経験していること。</li> <li>介護事故に関する調査研究事業に携わった経験があることが望ましい。</li> </ul>	高齢者支援課
【在宅サービス】					
8【在宅サービス】医療系サービス					
40	居宅療養管理指導等に係る在宅医療・介護連携の調査研究事業	居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等が、通院が困難な利用者に対して、療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものである。在宅医療・介護を支える居宅療養管理指導については、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム等の居宅療養管理指導を行う事業所等に対して実態調査を行い、在宅で生活する利用者の状態及び課題と、それに対する各専門職による居宅療養管理指導の支援の内容・効果・充足状況・課題等を把握する。また、医療機関、介護事業者や高齢者施設等との連携状況、入院支援、急変時対応、看取り対応や社会的処方等における居宅療養管理指導の果たす役割について調査し、より効果的な居宅療養管理指導の在り方について検討することを目的とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を遂行するにあたり、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員、有料老人ホーム等の有識者等からなる検討委員会を設置すること。</li> <li>調査にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。</li> </ul>	老人保健課
41	通所・訪問リハビリテーションの適切な在り方についての調査研究事業	令和6年度介護報酬改定においては、通所・訪問リハビリテーションについて、医療介護連携を推進する観点から、「医療機関のリハビリテーション計画書の入手の義務化」等を行ったほか、質の高いリハビリテーションを推進する観点から、「認知症短期集中リハビリテーション加算の新設」、「大規模事業所減算の見直し」、「介護予防の評価の見直し」等の改定が行われた。これらの改定の方向性を踏まえ、通所・訪問リハビリテーションの実態を調査し、適切な在り方について検討する必要がある。本事業では、有識者における検討会を設けた上で、通所・訪問リハビリテーションについて前年度改定の方向性を踏まえて調査を行い、今後の介護報酬改定に係る基礎資料を得るとともに、その適切な在り方について検討することを目的とする。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を遂行するにあたり生活期リハビリテーションに係る各関係団体の代表者を調査設計・検討会等に参画させること。</li> <li>調査結果については、本年9月末を目処に、速報をとりまとめること。</li> </ul>	老人保健課
42	訪問看護サービス提供体制強化に向けた調査研究事業	在宅療養や在宅看取りの増加に伴い、訪問看護には、地域の実情に応じた医療ニーズへの対応が求められているが、特に人口規模の小さな自治体に所在する訪問看護事業所において、夜間及び休日の訪問看護サービス、ICTを活用した訪問看護サービスや専門性の高い看護師による訪問看護サービスの提供に困難が生じている実態がある。本事業では、地域実情に応じた、24時間対応可能な訪問看護サービスの提供を実現するため、特に、人口規模の小さな自治体に所在する訪問看護事業所におけるサービス提供に係る課題及び解決策に関する調査研究を行う。夜間及び休日を含む24時間対応可能な訪問看護サービス、看護職員の業務の効率化に資するICTの活用、専門性の高い看護師による訪問看護サービスの提供を可能にする方策を実態調査から検討・整理し、方策を提言する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討にあたっては、事業実践者や自治体職員、職能団体、有識者等からなる検討委員会を設置すること。提言にあたっては、提言するテーマ毎に概要及び根拠をPowerPoint資料にまとめたものを提出すること。</li> </ul>	老人保健課
43	看護小規模多機能型居宅介護の役割と設置促進に関する調査研究事業	看護小規模多機能型居宅介護には、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅療養生活を支える役割が期待されているが、医療ニーズ等への対応状況等には事業所間で差が生じているほか、初期投資や従業者確保等の困難さから整備が進まない自治体もある。本事業では、医療行為を含むサービス提供の実態及び傾向を介護サービス情報公表システムや事業所への調査等で把握するとともに、介護報酬改定等に資するサービスの提供状況等に応じた評価のあり方を検討する。また、自治体対象の調査から、設置や運営に係る課題とその解決策について、自治体が事業所に委託している自治体事業や会議への参加等の地域づくり、在宅医療・介護の連携等への貢献の実態について明らかにし、自治体の好事例をまとめて当省のHPに掲載し、整備に向けた具体方策を提言する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討にあたっては、事業実践者や自治体職員、職能団体、有識者等からなる検討委員会を設置すること。提言にあたっては、提言するテーマ毎に概要及び根拠をPowerPoint資料にまとめたものを提出すること。</li> </ul>	老人保健課
44	高齢者の失語症についての調査研究事業	介護保険の通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションにおける失語症患者へのリハビリテーションに関しては、一部の先進的な事業所で失語症ケアなどの取組を実施されているものの、現状や課題についての調査は行われてきていなかった。本事業においては、要介護高齢者の失語症リハビリテーションに関する現状の調査を行った上で、有識者による検討会を実施し、今後必要対応についての検討を行う。また、要介護者の失語症リハの好事例についてもとりまとめを行う。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の企画立案に当たって、関係団体の有識者等を参画させること。</li> </ul>	老人保健課
45	訪問看護事業所の事業継続に係る課題及び連携に関する調査研究事業	人口減少が進む中で、2040年に向け、医療と介護のニーズを併せ持つ85歳以上の高齢者の急増、在宅療養者の増加が見込まれるが、令和6年度の老人保健健康増進等事業では、事業継続に課題を抱える訪問看護事業所が多いことも明らかとなっている。事業継続には、人員や利用者確保といった全国共通の課題のほか、地域や事業所固有の課題もあり、規模が小さな事業所単体の努力のみでは解決できない課題も増えている。本事業では、訪問看護総合支援センター、都道府県訪問看護ステーション連絡協議会、都道府県看護協会、都道府県ケアセンター、自治体等における訪問看護事業所の事業継続に向けた支援と連携の実態を調査し、事業継続に向けた支援の強化に必要な機能及び関係者間の連携のあり方を提示するとともに、収集した事例をまとめる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討にあたっては、事業実践者や自治体職員、職能団体、有識者等からなる検討委員会を設置すること。訪問看護事業所の業継続に向けた支援の強化に必要な機能及び関係者間の連携のあり方、好事例については概要をPPT資料にまとめること。</li> </ul>	老人保健課
9【在宅サービス】介護系サービス					
46	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の今後の運営の在り方に関する調査研究事業	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護では、自立支援・重度化防止の取組、認知症や重度者への対応、家族介護者の支援、社会参加活動の実施など多種多様なサービスが行われているが、立地する地域の高齢者の状態像や世帯特性等を踏まえた多様なニーズに対するサービス内容の適応が不十分なため、休止・廃止に至る事業所も生じており、近年、全国の事業所数や利用者数が横ばいの状況となっている。そこで、デイサービス事業の運営の実態や地域の利用者のニーズ等に関する過去の先行研究等も参考に、必要に応じて、サービス内容に応じた職員配置の状況など追加調査を行いつつ、今後、デイサービスに求められる役割や職能、職員配置等について検討を行い、事業の重点化に向けた方策を報告書としてとりまとめる。なお、デイサービス事業における利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、令和6年度報酬改定で見直しを行った入浴介助加算については、改定後の当該取組の実態を把握の上、残された課題要因や今後の更なる普及促進に向けた検討を行うこと。			認知症施策・地域介護推進課
47	在宅における栄養管理・口腔管理の充実に関する調査研究事業	在宅における要介護者の多くが低栄養状態であり、居宅療養管理指導における栄養ケアの意義は大きいものの、管理栄養士による居宅療養管理指導は全体の0.3%程度と極めて少ない。口腔においても、歯科医療や口腔管理が必要である要介護高齢者は64.3%であるが、過去1年以内の歯科受診率は、2.4%であった。在宅における要介護高齢者の栄養改善・口腔健康状態の改善の推進のため、在宅サービスにおける栄養管理・口腔管理の充実に向けて、以下の事項を実施する。①支援内容に関するニーズ調査・現状調査。②訪問サービス、短期入所サービス等の在宅療養者の利用サービスの事業所に対して、利用者の栄養管理・口腔管理の実態や課題を調査する。③既存事業等で明らかになった課題等も踏まえ、管理栄養士による居宅療養管理指導を促進するための方策について、居宅療養管理指導を実施する全国の医療機関や介護保険施設等を対象に調査を行う。④居宅療養管理指導による栄養ケア・マネジメント推進のためのツール作成。⑤の内容をもとに、より効果的・効率的な支援内容の検討及び支援ツールの作成とともに啓発プログラムの開発を行う。なお、支援ツール及び啓発プログラムの開発にあたっては、関係団体や有識者の方々の意見を聴取し作成する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を遂行するに当たり、関係者や有識者からなる検討委員会を設置すること。また、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。</li> <li>本事業の実施にあたっては、令和4年度老健事業「管理栄養士による居宅療養管理指導に関する調査研究事業」の報告書等を踏まえること。</li> </ul>	老人保健課
48	在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の役割に関する調査モデル研究事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度介護報酬改定において、福祉用具専門相談員は、介護支援専門員、医師やリハビリテーション専門職との連携協働が位置づけられ、サービスの質の向上や専門性の発揮が期待される。</li> <li>本事業においては、有識者の検討会を開催し、以下の2点の調査・検証を通じて在宅高齢者への多職種による支援を踏まえた福祉用具貸与事業所の支援のあり方を検討し、報告書にまとめること。</li> <li>介護予防・日常生活支援総合事業の利用者（要支援1～2以外を含む）で福祉用具（介護保険上の給付対象外の種類も含む）利用者に対し、地域包括支援センターに属するケアマネジャーやリハビリテーション職等の多職種連携による支援の好事例の調査。</li> <li>上記取組のモデル的試行を3か所で行うこと（選択制、通いの場支援、介護老人保健施設からの退所時支援等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たっては、令和5年度厚生労働省委託事業「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業所の支援のあり方に関する調査モデル研究事業（実施：日本福祉用具供給協会）」の成果物等参考とし、事業に実施すること。</li> </ul>	高齢者支援課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
49	福祉用具専門相談員の資質向上に取り組む福祉用具貸与事業所における教育に関する調査研究事業	<p>○令和5年度及び6年度厚生労働省委託事業において福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し、講義に加えて演習を併せて行う時間の増加及びその指導要領や演習ツールを作成したところである。</p> <p>○一方で、指定講習受講後の各事業所での教育体制については、職能団体の開催する外部研修への参加や新商品の情報収集等が主になり、専門職の現場教育の体制は把握されてこなかった。</p> <p>○そこで本事業においては、有識者の検討会を開催した上で、福祉用具貸与事業所における職員の教育体制の実態把握と福祉用具専門相談員のOn the Job Training(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)の標準的な研修ツール等の作成を行うこと。</p>		<p>○事業の実施に当たっては、令和5年度厚生労働省委託事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」及び令和6年度「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業(いずれも実施主体は全国福祉用具専門相談員協会)」の成果を踏まえ実施すること。</p>	高齢者支援課
<b>【施設サービス】</b>					
<b>10【施設サービス】介護施設共通</b>					
50	嚥下機能に配慮した食事提供の評価に関する調査研究事業	<p>栄養ケア・マネジメントの観点から、施設における高齢者の低栄養の予防等に向けて、嚥下機能に応じた適切な嚥下調整食の提供のための評価方法の在り方を検討するために以下の事項を実施する。</p> <p>①嚥下調整食の実態把握のための質問紙調査：介護保険施設で提供されている嚥下調整食について、栄養管理や給食経路管理等の項目について実態把握を行う。なお、嚥下調整食の標準化は進んでおらず、各施設において嚥下調整食の物性や名称が異なることから、回答者により解釈が異なるないように留意する。</p> <p>②嚥下調整食の効果・課題把握のためのヒアリング調査：①の結果より、嚥下調整食の取組が充実している施設へヒアリング調査を行い、嚥下調整食の取組や効果、利用者の満足に資する工夫等の詳細を把握する。</p> <p>③嚥下調整食の指標に関する検討：①、②の結果を踏まえ、嚥下調整食の評価に関する在り方を検討し、具体的な評価指標を提案する。なお、評価指標の提案にあたっては、各種公的基準を満たすだけでなく、現状の給食現場の人手不足や食材料費の高騰等の状況を考慮しながら、利用者の健康の維持及び生活の質の向上に資する嚥下調整食の評価基準を検討する。</p>		<p>・関係者や有識者からなる検討委員会を設置すると共に、厚生労働省及び各関係団体等と連携をとること。</p> <p>・これまで、医療・介護施設等における食事の実態調査に関する経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。</p>	老人保健課
51	特定施設等における口腔・栄養管理体制の調査検討事業	<p>令和6年度介護報酬改定において、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービス(運営基準・口腔衛生の管理)とした。改定から1年経過したことを受け、特定施設を対象に口腔衛生の管理の実態を調査するとともに、栄養管理の実態についても併せて把握するための特定施設等下記を実施し、口腔・栄養の管理体制について検討する。</p> <p>①郵送調査：特定施設入居者生活介護等のサービス事業者に対して、運営基準における口腔衛生の管理の実施状況、協力歯科医療機関の状況、管理栄養士等の配置状況、栄養管理の実施状況、口腔・栄養スクリーニング加算の状況等を調査する。</p> <p>②現地調査：利用者の口腔の状態、栄養状態、摂食嚥下機能等を専門職による現地調査を実施する。</p>		<p>・本事業の検討委員会には、歯科専門職、管理栄養士、介護の有識者等が参画すること。</p> <p>・歯科医師、歯科衛生士等を用いて現地調査の体制構築が可能なこと。</p> <p>・調査等にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。</p>	老人保健課
52	介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進に関する調査研究事業	<p>介護老人保健施設について、令和6年度介護報酬改定では、在宅復帰・在宅療養支援機能を推進するため、医療と介護の連携の推進、自立支援・重症化防止の取組の推進等の観点から、評価の充実、見直し等が行われたところであるが、今後、同改定の影響も踏まえ、施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を更に高めるための検討を行う必要がある。</p> <p>本事業では、介護老人保健施設について、介護報酬改定の影響も踏まえたサービス提供の実態調査を行うとともに、施設の在り方を含め、在宅復帰・在宅療養支援機能を更に高めるための課題の把握を行う。</p>		<p>・本事業を遂行するにあたり、介護老人保健施設、医療機関に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。</p> <p>・調査にあたっては、厚生労働省と十分に調整を行うこと。</p>	老人保健課
53	介護保険施設等における協力歯科医療機関及び口腔衛生の管理に係る調査研究事業	<p>介護保険施設、障がい者施設に対し、下記の様に調査を実施するとともに、介護保険施設、特定施設の従業者向けのガイドラインを作成する。</p> <p>①介護保険施設及び障がい者施設等への調査</p> <p>・介護保険施設や障がい者施設等へ協力歯科医療機関の設定状況並びに協力内容等の現状及びリハ・機能訓練、口腔・栄養の一体的実施に係る取組の実施状況等を調査する。</p> <p>・入所者の摂食嚥下機能及び関与する加算の状況等を調査する。</p> <p>②介護保険施設等へ口腔衛生の管理に係る調査及び活用可能なガイドラインの作成</p> <p>・介護保険施設及び特定施設において活用可能な「口腔衛生の管理」に係るガイドラインを作成する。</p>		<p>・本事業の検討委員会には、歯科専門職、リハビリテーション専門職、管理栄養士、介護支援専門員、介護の有識者、障害福祉の有識者等が委員として参画すること。</p> <p>・調査等にあたり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。</p>	老人保健課
54	介護老人保健施設利用者等に対する急変時等の治療方針に関する意思決定支援にかかる調査研究事業	<p>令和5年度介護給付費分科会において、令和3年度DPOデータでは、介護施設・福祉施設からの入院患者のうち、急性期一般入院基本料を算定する病棟へ入院する患者が75%となっており、現行多くの患者が入院している医療機関について、当該医療機関が提供する医療の内容と、要介護者等の高齢者が求める医療の内容に乖離がある可能性が指摘されている。要介護者に対しては、本人の意向を踏まえた医療が提供されたい治療方針にかかる意思決定支援を行うことが重要である。特に医師が常勤で配置されている介護老人保健施設及び介護療養院については、施設内で一定の医療提供を行うことが期待されており、施設で治療を行うもの、医療機関での治療を行うものについて、事前に検討する意義が高いと考えられる。そのため、本事業では、介護老人保健施設等における意思決定支援の実態について、検討委員会を設置し、調査を行った上で、適切な意思決定支援の在り方についての事例集や、今後の施策検討に資する資料などを作成する。</p>		<p>・本事業を遂行するにあたり、介護老人保健施設及び医療機関等に関する関係団体等の代表者を、検討会等に参画させること。</p>	老人保健課
55	BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業	<p>○ BCPや非常災害対策計画の策定・見直しについては、次期介護報酬改定に向けて、地域連携をどう確保するかが重要な視点となることから、能登半島地震の被災地等における介護施設、福祉避難所の指定を受ける介護施設それぞれで確認された課題等を把握する。</p> <p>○ 本事業においては、有識者の意見を踏まえながら、事業者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、研修、訓練、BCPの見直し状況、運用面における課題、好事例の収集を行うとともに、地域住民との連携や地域全体での取組を促すための好事例の収集を行い、報告書にまとめること。</p>		<p>事業の実施にあたっては、令和6年度厚生労働省委託事業「業務継続計画(BCP)の適正な運用に関する調査研究事業(実施：MS&amp;ADインテグリティ総研株式会社)、令和6年度厚生労働省委託事業「業務継続計画(BCP)及び非常災害対策計画における他施策も含めた地域連携に関する調査研究事業(実施：一般財団法人日本総合研究所)」等の過去に実施した事業の成果物を参考とすること。</p>	高齢者支援課
56	海外における福祉用具の効果検証手法の把握及び福祉用具の効果検証の推進に関する調査研究事業	<p>○介護保険福祉用具等の種目の提案・要望は、「介護保険制度における福祉用具の新たな種目・種類の追加・拡充に関する提案の手引書」を参考とすることとしているが、効果検証より製品のアピールが中心になる傾向がある。そこで、さらにわかりやすい効果検証における留意点等を示した手引き等が必要。</p> <p>○そのため、本事業においては有識者の検討会を開催し、本邦と比較可能な諸外国における福祉用具の制度における評価検証手法について文献レビューを行い、介護保険福祉用具の効果検証方法の確立に資する情報を収集し、それらの情報を踏まえ、既存の手引書を見直すために必要な検討を行い報告書をまとめること。</p>		<p>・事業の実施にあたっては、令和4年度厚生労働省委託事業「介護保険制度における福祉用具の範囲及び種目拡充等に関する提案・評価検討のあり方」についての調査研究事業(実施：日本作業療法士協会)の成果物等を参考とすること。</p>	高齢者支援課
57	ユニットケアに係る研修カリキュラムのあり方に関する調査研究事業	<p>・ユニットケア研修には、「施設管理者研修」、「ユニットリーダー研修」があり、ユニットリーダー研修の受講については、施設の運営基準により義務づけられている。</p> <p>研修内容については、国がユニットケアの理念やユニットリーダーの役割、ユニットケアを効果的に提供するためのマネジメント等についてカリキュラムを示している。</p> <p>・令和6年度の老健事業においては、研修修了者を対象とした調査を実施し、ユニット型施設管理者及びユニットリーダーに求められる役割、習得すべき知識等を明らかにしたところ。</p> <p>・本事業では、前年度老健事業でまとめられたユニット型施設管理者及びユニットリーダーに求められる役割、習得すべき知識等を踏まえ、カリキュラム改訂案を作成する。</p>		<p>・ユニットケア若しくは介護職員に係る研修プログラムやカリキュラムの改正について検討した経験があること。</p> <p>・有識者検討委員会を設置しとりまとめを経験していること。</p>	高齢者支援課
<b>11【施設サービス】(特別養護老人ホーム)</b>					
58	小規模特養の経営状況等に関する調査研究事業	<p>・本事業では、令和6年度介護報酬改定の影響を踏まえた小規模の特別養護老人ホーム(いわゆる30人特養)の経営状況や地域における役割について実態把握を行う。具体的には、所在地域において施設が果たしている役割や、併設事業所の有無等が事業の収支に与える影響についての分析、地域密着型特養との経営実態における比較等を行い、課題の整理を行う。</p> <p>・実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、有識者・事業者の意見を聞きながら、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや分析した課題については、報告書にまとめる。</p>		<p>・有識者検討委員会を設置しとりまとめを経験していること。</p> <p>・小規模介護老人福祉施設の調査研究事業に関わった経験があることが望ましい。</p>	高齢者支援課
59	特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究	<p>全国の特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)の入所申込者(特別養護老人ホームに入所を申し込んでいるもの、当該特別養護老人ホームに入所していない者)の状況等について、自治体や施設を対象にしたアンケート調査を実施して、詳細を明らかにする。</p> <p>[アンケート調査項目(例)]</p> <p>(1)自治体向け(匿名)</p> <p>入所申込者の属性分析(利用している介護サービスなど)・入所申込者の発生・増加要因、今後の入所申込者の増減見込み、自治体独自の入所申込者調査の実施状況、特例入所の運用状況(入所指針の作成の有無や令和5年度の通知改正(指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について)の一部改正について(令和5年4月7日))を踏まえた独自の取組など</p> <p>(2)施設向け(抽出)</p> <p>現在の入所申込者数、直近1年間の入所調整人数、入所に至らなかった者の属性・理由、申込から入所までに要した期間、入所申込時と入所決定時の状態像の変化(要介護度・認知症の程度・疾患の有無など)、特例入所の実施状況など調査結果について報告書を作成するとともに、的確な実態把握や自治体自治体の負担軽減の観点から、今後の国調査を実施する際の調査様式(電子媒体)や集計・精査ツールについて検討・提案することとする。なお、事業実施にあたっては、国調査との整合性や国との連携を十分図るとともに、令和7年度内を目途に中間報告を行うものとする。</p>		<p>・有識者検討委員会を設置しとりまとめを経験していること。</p>	高齢者支援課
<b>12【高齢者向け住まい対策】</b>					
60	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	<p>○ 高齢者向け住まい(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)が増加し、施設形態や提供サービスも多様化しているため、高齢者向け住まいの施設概要、入居者属性、職員体制、サービス提供状況等について実態調査し、基礎的な情報を整理する。</p> <p>【調査項目(案)】※下線は新たに設定する項目</p> <p>法人・施設概要：業種、定員、居宅面積、設備、併設事業所、入居要件、募集方法</p> <p>入居者属性：要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、利用サービス、入居ルート</p> <p>職員体制：職員数、日中・夜間の体制、資格の所有状況</p> <p>サービス提供状況：併設事業所の利用状況、看取り、医療・看護の提供方法 等</p> <p>○ 上記実態を踏まえ、住まい類型ごとの現状と課題の整理を行う。</p>		<p>○ 検討委員会のメンバーや本調査で収集するデータの活用方法について、厚生労働省と調整すること。</p>	高齢者支援課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
61	サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>○ サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等(以下「サ高住等」)に居住している方の自立支援や重度化防止の観点から、入居者の状態に応じた適切な介護サービスを提供することが重要である。</p> <p>○ このため、地方公共団体においては高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を進めているところであるが、より実効性のある点検や指導を行うため、モデル自治体を設定し、介護給付費データの活用などにより、効率的にサ高住等の介護サービス利用状況を把握できる方策を検討・整理するとともに、サ高住等の事業モデルに応じた課題と対応策について整理を行う。</p>		<p>○高齢者住まいや介護事業の経営に詳しい有識者及び自治体担当者等に有識者委員会を設置すること。</p>	高齢者支援課
62	多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業	<p>○有料老人ホームの指導にあたっては、国が示す「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」を参考として、各都道府県等が地域の実情に応じた指導指針を定め、これに基づき指導が行われている。</p> <p>○有料老人ホームが増加し続けており、社会環境の変化によって、有料老人ホームに求められる機能や役割、事業形態も多様化している。そのため、自治体が果たすべき指導監督上の役割も増加し、課題も複雑化している。</p> <p>○そこで、自治体における、有料老人ホーム等に対する指導監督の実態、課題を把握し、指導指針のあり方等について検討するとともに、行政処分等の標準的な判断基準の案や、類型ごとのモデル契約書を作成するなど、自治体の指導監督に資する資料集を作成する。</p>		<p>○ 高齢者住まいの実態に詳しい有識者や、自治体職員、専門家等からなる検討会を設置すること。</p> <p>○ 行政処分の標準的な判断基準の案の作成等にあたっては、作成済みの自治体の事例のほか、必要に応じ他法令に基づく処分基準等も参考にすること。</p>	高齢者支援課
<b>13【介護予防・日常生活支援】</b>					
63	高齢者のスポーツや文化活動を通じた社会参加を活性化するためのイベントのあり方に関する調査研究	<p>高齢者がスポーツや文化活動に取り組むことは、身体機能の向上や孤独孤立の防止の観点から大変重要である。こうした高齢者の健康づくりを進めるため、昭和63年から全国健康福祉祭(ねりんピック)が開催されており、直近大会の参加者は約54万人を数えるなど、多くの者の健康づくりに寄与してきた。一方で、大会の開催にあたっては財政・人的コストの増加などの課題も生じている。そのため高齢者のスポーツ等活動の機運醸成を図るための取組のあり方について、関係機関等へのヒアリング、アンケート調査、有識者等を含めた検討会等を開催し、更なる運動習慣等の向上、世代間交流の活性化、民間企業等との連携強化など、今後の効果的な実施方法に関する報告書を取りまとめる。</p>			認知症施策・地域介護推進課
64	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究	<p>介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)については、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」(令和5年12月7日)の内容等を踏まえ、総合事業の充実に向け令和6年に政省令や地域支援事業実施要綱等の改正を行い、総合事業の充実に向けた取組を進めているところ。</p> <p>本事業では、今後、認知症の人や独居高齢者の増加等が見込まれる中、総合事業を活用し高齢者の生活を地域で支える仕組みの充実も重要であり、有識者等の意見も踏まえ、市町村等へのアンケート及びヒアリング調査により、上記の改正内容等を踏まえた総合事業の実施状況(サービス・活動の分類別の総合事業の実施状況や継続利用要介護者の利用状況、利用者の状況、生活支援コーディネーターの属性及び業務内容等)を把握するとともに、総合事業の充実に向けた方策について報告書にまとめる。</p>		<p>アンケート調査及びヒアリング調査に関して9月中旬に中間結果(速報値)のとりまとめを行うことが必要。「高齢者自身の意思決定と多様な選択を支援するための介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援のあり方に関する調査研究」とも連携して事業を行うこと。</p>	認知症施策・地域介護推進課
65	介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動の計画的整備や効果検証手法に関する調査研究	<p>「総合事業の充実に向けた工程表」において、市町村は多様なサービス・活動の利用対象者モデル等を踏まえて多様なサービスの見込み量や計画的な整備を行い第10期介護保険事業計画に反映するとともに、国は総合事業の効果検証手法についての具体化を進めることとしており、第9期介護保険事業計画期間中にこれらの取組の具体化のための方策の検討が求められている。</p> <p>本事業では、市町村の検討を支援・促進する観点から、以下を実施する。</p> <p>① 総合事業の評価の視点を踏まえた総合事業の見込み量等の検討に必要な事項・情報を整理し、標準的な計画策定・評価ツール(案)を作成</p> <p>② ①のツール(案)について、地域性や人口規模等を踏まえモニターとして選定した市町村の活用結果を踏まえ、ツールをブラッシュアップするとともに、事業評価の視点や手法を検討</p> <p>③ ①・②による成果をハンドブックや報告書等にまとめ、市町村等に周知</p>			認知症施策・地域介護推進課
66	生活支援体制整備事業の枠組みを活用した地域の多様な主体が参画しやすくなる仕組みに関する調査研究	<p>介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の充実に向け、地域の多様な主体の総合事業への参入を促進する観点から、生活支援体制整備事業プラットフォーム(PF)の構築や住民参画・官民連携推進事業を進めているところ。</p> <p>本事業では、自治体での取組を支援・促進する観点から、有識者による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <p>① 複数の都道府県において生活支援体制整備事業PFの構築支援を行う。</p> <p>② 複数の市町村において住民参画・官民連携推進事業等の実施支援を行う。</p> <p>③ ①・②を踏まえ、生活支援体制整備事業PFの構築や住民参画・官民連携推進事業の実施における課題や効果的な手法等を手引きや報告書にまとめ、自治体に周知する。</p>		<p>地域づくり加速化事業(厚生労働省委託事業)において自治体への伴走支援や生活支援体制整備事業全国版プラットフォームに関する事業を実施する予定であることから、これらの事業と密接な連携を図ることが必要。</p>	認知症施策・地域介護推進課
67	地域外の者の関与も踏まえた互助の持続可能性を高めるための地域づくりのあり方に関する調査研究	<p>介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業では、住民同士の「互助」があることを前提に、それを支援・強化し、住民が問題意識をもって課題解決することのできる地域づくりを進めてきたが、特に団塊の世代以降の世代にあつては「地域」を意識せず、地域活動に価値を見い出さない場合も多い。地域によっては、後継者不足等により互助の基盤の持続可能性に課題が生じている一方で、移住者が起点となる多世代交流や、地域外の親族や転出者等(関係人口)と地域住民がともに地域づくりを行う事例もあり、地域の互助の持続可能性を高めるために、地域外の者が関与することによる地域の互助の持続可能性への影響や、生活支援コーディネーターが関与する余地等について、検討を行う必要がある。</p> <p>このため、本事業では、有識者等による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <p>① ヒアリング等を通じ、関係人口等地域外の者も巻き込んだ地域活動の実態(活動の経緯、内容、参加者が感じる活動の価値等)の把握。</p> <p>② 地域活動団体やそれを支援する行政等に対し、団塊の世代以降の世代はどのような観点であれば地域に自ら参加しやすい活動か、地域住民だけでなく地域外の者が関わる地域づくりの有用性等を議論するフォーラム等の開催。</p> <p>③ ①・②を踏まえ、今後の地域づくりにおいて必要な対応等についての提言を報告書に取りまとめる。</p>		<p>全国が多様な地域活動団体・担い手とのネットワークを有し、実際に地域活動団体の立ち上げや活動継続に係る支援を行った経験を有する団体であること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
68	「食」を通じた多様な分野の多様な主体との広域的な連携と生活支援体制の構築に関する調査研究	<p>「食」は生活に不可欠なものであり、提供までに多様な分野の多様な主体が広域的に関わっているほか、高齢者の社会参加や見守り等に資する取組も行われており、食支援を通じた連携体制構築も進んでいる。</p> <p>高齢者の生活は医療や介護のみならず多様な分野の多様な主体との関わりにより成り立っているが、行政の介護部署や生活支援コーディネーターは市町村内の医療福祉分野の非営利的な団体との連携により地域課題を解決しようとしており、総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理においても多様な主体との連携を促進すること等が必要であるとされていることから、「食」を中心とした取組をもとに、多様な分野の多様な主体との広域的な連携による生活支援体制の構築について検討する必要がある。</p> <p>このため、本事業では、有識者等による委員会を設置した上で、以下を実施する。</p> <p>① 食支援を中心とした多様な主体の連携状況をヒアリング等で調査し、連携の分野や主体、経緯、内容、生活支援コーディネーターの関与の有無等について整理する。</p> <p>② ①で得られた連携体制構築のノウハウ(他分野の民間企業等との関わり方、体制構築にあつての行政・生活支援コーディネーター・中間支援組織の役割等)や事例等の周知を行うため、都道府県・市町村の介護・産業・農業部局や、生活支援コーディネーター・協議体の構成員、地域で食支援活動を行う団体等を対象とした成果報告会を開催する。</p> <p>③ ①・②による成果を報告書にまとめ、市町村等に周知する。</p>		<p>全国の食支援活動を行う団体や同活動に関心がある企業等とのネットワークを有し、これを活かして食支援活動を行う団体の立ち上げや活動継続支援を行った経験を有する団体であること。</p>	認知症施策・地域介護推進課
69	1人あたり介護給付費等の地域差要因に係る調査研究事業	<p>被保険者1人あたり介護給付費を都道府県別にみると、年齢構成要因や地域単価の違いを調整した後の費用でも、最大の沖縄県では月額28.5万円、最小の千葉県では22.7万円と1.26倍の開きが生じる結果となっている。在宅系、施設居住系のサービス受け手1人あたり給付費も、在宅系サービスを中心とした給付費が高い県があるなど地域ごとに様相異なり、給付費の多寡をあらす要因を分析し、とりわけ給付費が高い地域の地域差縮減を進めていく必要がある。</p> <p>介護DBには、介護給付の実績情報の他に、要介護認定時の認定データも有している。前年度の調査事業で、介護DBの利用手続きを行い、データ集計のための整備を行ったところ。今年度の調査事業では、前年度の結果を活用しつつ、介護DBの個票レベルでの集計を行い、同程度の状態像の方に対して提供する介護給付に地域差が生じていかどうかなど、介護給付費の地域差についてより深い分析を行い、分析結果を報告書として取りまとめる。</p>		<p>令和6年度老健事業による「1人あたり介護給付費等の地域差要因に係る調査研究事業」を用いた調査研究であること</p>	総務課
70	短期集中予防サービス(サービス・活動C)の効果的な実施に関する調査研究事業	<p>要介護(要支援)認定者数は、介護保険制度開始当初(2000年)256万人から2022年には694万人へと約2.7倍に増加している。介護保険制度の持続可能性を確保するためにも、引き続き、地域において介護予防や重度化防止に取り組んでいくことが重要である。総合事業の訪問及び通所のサービス・活動Cについては、介護予防に効果的であるが、各自自治体における利用が低減しており、①サービスCの設置、②対象となる利用者の選定を効果的に進めることができる手法、③サービスCの効果的な活動プログラム、④サービスCの利用終了後に活動する場の確保を進める等の課題がある。</p> <p>そのため、各自自治体においてサービスCを効果的に実施するための課題とその解決方法について調査・整理し、サービスCを効果的に実施するための手引きを作成する。</p>		<p>・本事業を遂行するにあたり、介護予防活動普及展開事業における伴走支援等に参画した有識者を含めた検討委員会を設置すること。</p>	老人保健課
71	フレイル予防における多様な専門職と連携した通いの場の効果的な取組に関する調査研究事業	<p>人生100年時代を迎えようとする中、健康寿命の延伸等を推進していくなかで、住民がより長くいきいきと地域で暮らしていることが重要である。介護予防・フレイル予防の取組を進めることが重要である。高齢者が集まり交流する「通いの場」への参加がフレイル予防に資するとの報告もあり、高齢者の介護予防や地域づくりの推進のため、住民主体の「通いの場」の拡充が行っており、その取組は体操教室、低栄養予防教室、茶話会、趣味活動など多様である。</p> <p>介護予防・フレイル予防の取組を効果的に地域で拡充するために、多くの高齢者がより楽しく継続的に社会参加することが重要であるため、各自自治体と連携の上、要介護認定を受けていないが、例えば、これまで「通いの場」に参加していない高齢者も通いの場に参加し、フレイル予防に資する効果的な取組ができるよう、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の多様な専門職を担い手として活用した取組を検証し、その結果を取りまとめること。</p>		<p>・本事業の企画立案実施にあつては、介護予防に関する研究や取組に精通した研究者・有識者等からなる検討会を設けること。</p>	老人保健課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
72	介護予防に資する栄養改善の取組の促進に関する調査研究事業	高齢者の自立支援・重度化防止のためには、栄養・食生活支援は重要な要素の一つである。自治体においては、介護予防に資する様々な栄養改善の取組が実施されているが、行政栄養士が配置されている自治体は全国で割程度しかなく、取組の内容は必ずしも適切な情報が提供されているとは言えない状況があるなど、自治体間で差がある。今後、高齢者の独居が増える、買い物をする場所がなくなる等、社会的な生活課題も増加する中、生活習慣病の予防に限らず、フレイル予防の取組も重要になり、地域において高齢者の栄養・食生活の取組を充実させることは、介護予防の観点からも重要である。 そのため、本事業では介護予防の観点から高齢者の栄養・食生活の取組の一層の充実を図るため、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組の検討を目的に、全国の自治体で先駆的事例を収集し、専門職種がない自治体においても取組が進むよう手引きを作成する。なお、事例の選定は地域特性に応じて偏りが生じないように配慮する。		・本事業を遂行するに当たり、関係者や有識者からなる検討委員会を設置すること。また、厚生労働省及び各関係団体等と連携をとること。	老人保健課
<b>14【医療・介護連携】</b>					
73	歯科における在宅医療・介護連携体制の調査検討事業	在宅歯科医療提供体制及び在宅歯科医療・介護連携の現状を把握し、地域における高齢者等の口腔管理体制の構築推進のため、下記の事項を実施する。 ①都道府県、市町村、歯科医療機関等に、在宅歯科医療連携室や在宅医療・介護連携推進事業等における在宅歯科医療に係る相談対応等の実態、在宅歯科医療提供体制構築状況及び在宅歯科医療・介護連携の取組等を調査する。 ②①の調査を踏まえて、有識者からなる検討委員会を開催し、在宅歯科医療提供体制及び在宅歯科医療・介護連携の在り方について検討を行い、在宅歯科医療提供体制及び在宅歯科医療・介護連携の好事例等を含む報告書を作成する。		・本事業の検討会には、行政、歯科専門職の有識者、関係団体の代表者等が委員として参画すること。 ・調査に当たり、厚生労働省及び関係団体等と連携をとること。	老人保健課
74	都道府県による在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及び研修に関する調査研究事業	在宅医療・介護連携推進事業について、市町村職員とコーディネーターが両輪となり、地域の医療・介護職をつなぎ、地域包括ケア実現に向けて活動してきた。市町村職員を支える役割としてコーディネーターは非常に重要な役割を担っており、令和6年度の研究事業で、コーディネーターのレベルを上げていくために、都道府県単位でのネットワークの構築が効果的であり、研修会の実施など都道府県の関与が重要であることが確認された。 本研究事業では、管内都県及び市町村の実態を調査し、コーディネーターが把握した地域課題を市町村職員と協同し課題解決につなげられるようレベルアップできるような研修等、様々な研修題材を委員会で検討し、研修会をモデル的に実施し効果を検証する。また、研究成果として都道府県の参考となる具体的手法を提示し、報告書にまとめる。 【想定される主な事業内容】 1 検討委員会の設置 2 管内都県及び市町村の実態調査及び都県での研修会実施に向けた支援 3 国(厚生局)、都道府県におけるコーディネーター支援の在り方についての検討及びコーディネーターを対象とした研修内容の検討 4 関東信越厚生局及び1県を対象とした研修会をモデル的に実施 5 報告書の作成			関東信越厚生局
<b>【認知症施策】</b>					
<b>15【認知症施策】普及啓発・本人発信支援</b>					
75	中・重度の認知症の人の本人発信・参画に関する調査研究事業	○共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、自治体は、認知症施策推進計画を策定することが努力義務とされ、計画を策定する際には、認知症の人の声を丁寧に聴くことが重要である。 ○認知症の人の本人発信・参画を踏まえた計画策定は徐々にではあるが、全国の自治体で進みつつあるものの、意見を聴く本人は、認知症の軽度の人である場合が多い。また施設等において、中・重度の認知症の人の意思や意見が十分に尊重されていないケースがみられる。こうしたことから、中・重度の認知症の人の本人発信・参画につなげていく必要がある。 ○本調査研究では、中・重度の認知症の人の本人発信・参画に取り組んでいる自治体や介護サービス事業所に着目し、取組を分析し、そのノウハウを検証する。検証の結果を踏まえ、中・重度の認知症の人の意思や意見を汲み取り、本人発信・参画に繋げるための方策について提言をまとめる。		本事業の実施に当たっては、認知症の人の声をしっかりと聴きながら、認知症の人と一緒に事業を実施していくという姿勢で取り組むこと。	認知症施策・地域介護推進課
76	地域での認知症サポーター養成の効果検証等に関する調査研究事業	○ 認知症サポーターの養成は平成17年度から開始し、現在では全国累計で1,500万人を超えるサポーター数となっており、認知症の普及啓発等で一定の役割を果たしてきた。他方で、自治体別の養成者数についてはばらつきが多く、サポーター養成の全国的な効果検証等はこれまで行われていない状況である。 ○ 本事業では、有識者等からなる検討委員会を設置し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念も踏まえつつ、認知症サポーターの養成が地域(住民)等にとどの様な効果をもたらしているのかについて調査研究を行うとともに、在宅等における認知症サポーターの養成に消極的な市町村等への提案を行うなど、今後の「認知症サポーター等養成事業」のあり方についての提言をまとめる。		本事業の実施に当たっては、「認知症サポーター等養成事業実施要綱」に基づき実施主体である自治体等が実施する事業の実施状況や「認知症サポーター等推進事業」の実施状況を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課
<b>17【認知症施策】医療・ケア・介護サービス介護者への支援</b>					
77	BPSD予防の見地からの専門的医療のかかりについての調査研究	○ 入院時のBPSDに対する専門的治療や予防的対応の観点から、認知症本人への接し方、生活リズムの調整と生活環境の整備が重要視されるべきだとする令和6年度の調査結果を踏まえて、令和7年度は、認知症患者の退院計画の在り方について検討し、医療・介護現場のみならず在宅療養においても、BPSDの予防に向けて専門的医療がどのように関わるべきであるのか等を手引き等としてまとめ周知する。		・令和5年度「認知症の人や家族のための入退院等に際した精神・心理的支援の調査研究」および令和6年度「BPSD予防の見地からの専門的医療のかかりについての調査研究」の結果を踏まえて実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
78	BPSDの予防・軽減を目的としたチームケア推進に関する調査研究	○ 令和6年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画では、尊厳あるケアと適切な医療を提供することを旨とし、BPSDに対する理解及び対応力向上を図るための研修を実施すること等により、チームケアを推進するとされている。 ○ 令和6年度は、これまで検証してきたチームケア方法の活用実態および効果、並びに令和5年度までに検討した研修の効果について検証を行うとともに、在宅等におけるBPSDの予防・早期対応を図るためにどのような方法が望ましいのかの検討を行った。 ○ 上記を踏まえ、認知症チームケア推進研修で推奨する実践の現場での展開方法及び普及促進方法を検討する。また、在宅等におけるBPSDの予防・早期対応を図るための方策について、現場の実態に即した内容となるよう精査・改善を行う。	※協議額20,000千円の超過を認める	・令和3年度「BPSDの軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」・令和4～5年度「BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」・令和6年度「BPSDの予防・軽減を目的としたチームケア推進に関する調査研究」を踏まえた研究を実施すること。	認知症施策・地域介護推進課
79	難聴高齢者の早期発見・早期対応等の手引きを活用した市町村での円滑な事業実施に向けての調査研究事業	○ 難聴がQOLの低下や認知機能の悪化に影響を与えるといわれており、介護予防や生活の質を維持していくうえで、難聴の早期発見と対応が重要であると考えられる。このため、自治体における難聴高齢者の早期発見と早期対応等の事業実施を促進する必要がある。 ○ 本事業では、令和6年度に作成した「自治体における難聴高齢者の早期発見と早期介入等に向けた関係者の連携を促進するための手引き」を活用し自治体で事業を実施する際の、外部の関係機関との連携による専門職等の関与の仕組みづくりや自治体の担当職員の知識や事業実施の手法についてのスキルアップ策等について、行政関係者や有識者等で構成する検討会で検討し報告書にまとめるとともに、実践報告会や担当職員向けのモデル研修会等を実施し、市町村での円滑な事業実施に寄与することを目的とする。		本事業の実施に当たっては、令和6年度に実施した「難聴高齢者の早期発見・早期対応等に向けた手引きの活用に関する調査研究事業」の報告書等を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課 高齢者支援課 老人保健課
80	認知症介護実践者等研修の研修内容に関する調査研究事業	○ 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、認知症介護に関する研修について、研修の質を担保しつつ、研修のスリム化やオンライン化について積極的に検討していくべきと報告されており、研修の受講しやすい環境整備は課題である。 ○ 令和6年度「認知症介護実践者等研修の研修内容に関する調査研究事業」では、認知症介護実践者等研修(認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践者研修)の研修カリキュラム、研修方法等について検討が行われ、改定案の提案が行われた。 ○ 令和6年度の取組を踏まえ、本事業は、研修実施主体である都道府県・指定都市等への見直し内容の周知、認知症介護指導者への指導方法の検討、将来的なオンデマンドの活用方法の検討等を実施することを目的とする。		本事業の実施に当たっては、令和6年度に実施した「認知症介護実践者等研修の研修内容に関する調査研究事業」の報告書等を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課
<b>18【認知症施策】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援</b>					
81	地域包括支援センター等の高齢者福祉関係機関とシルバー人材センターとの連携による認知症の人の社会参加機会の確保に向けた調査研究事業	○ 昨年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、基本的施策の1つとして「認知症の人の社会参加の機会の確保」が規定されているが、認知症高齢者の就労やボランティア活動といったニーズに対応した社会参加の場の確保が課題となっている。 ○ 本事業では、有識者等からなる検討委員会を設置し、高齢者に就業などの社会参加の機会を提供するシルバー人材センターにおける認知機能障害がある会員の就業状況や支援の状況等を調査するとともに、市町村の高齢者福祉部署が設置する地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等との連携によるシルバー人材センターを活用した認知症高齢者の社会参加の場の確保の推進方策についての検討・先進事例の収集を行い報告書にまとめる。			認知症施策・地域介護推進課
<b>19【認知症施策】研究開発・産業促進・国際展開</b>					
82	認知症の当事者参画型研究の推進に向けた調査研究事業	○ 「認知症施策推進基本計画」では、「認知症の人と家族等の経験・意向を踏まえながら研究テーマを構成する当事者参画型研究を推進する」と規定されている。 ○ 他方で、研究分野における認知症の人や家族等の参画については、令和6年度の「認知症の本人参画型研究」についての調査研究事業でそのあり方について方向性を示す政策提言はまとめられたものの、その実践は進んでおらず、研究者と認知症の人及び家族等を具体的に結びつける方法が確立しているとは言い難い状況にある。 ○ 本事業では、研究分野における認知症の人や家族等の参画について、認知症の本人や家族、研究者、有識者等で構成する検討会において、主として研究者と認知症の人及び家族等を具体的に結びつける方策の調査・検討を行い、モデル事業として実践するとともに、その推進方策について報告書にまとめ、研究等への認知症の人や家族等の参画の促進に寄与することを目的とする。		本事業の実施に当たっては、令和6年度に実施した「認知症の本人参画型研究」についての調査研究事業の報告書等を踏まえること。	認知症施策・地域介護推進課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
83	若年性認知症の有病率と生活実態調査研究	<p>○ 我が国の若年性認知症の人の数は平成30年調査で約3.6万人と推計されている。今後の若年性認知症に対する包括的施策の推進に向けて、具体的な調査方法の検討、調査フィールドの設定等を含めて、若年性認知症の新たな有病率を推計する調査体制を構築する。</p> <p>○ 本研究事業では、前回調査の実態を踏まえた上で、前回調査との比較検討するとともに、認知症施策推進基本計画に沿った新たな調査研究の検討を行う。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の認知症疾患医療センター含む医療機関、介護事業所、自治体等の協力を得ながら、若年性認知症の有病率調査の経験のある研究者を含み、2017～2019 AMED「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多面的データ共有システムの開発」と連携した検討を行うこと。</li> </ul>	認知症施策・地域介護推進課
84	認知症疾患医療センター運営事業実績報告クラウドシステムの在り方の調査研究	<p>○ 現在、各年度における認知症疾患医療センターの運営についての実績報告書については、各都道府県の担当者から、当課にメールで提出されており、作業が煩雑であり、かつ十分なデータ活用が困難な実態にある。データベースを活用した分析・研究が可能になるようクラウドシステムを構築する。</p> <p>○ 令和6年度老健事業「認知症の背景疾患等の実態ならびに専門的対応マニュアルに関する調査研究」での検討と連携して、自治体の協力を得てリアルワールドで実際に活用し、実用性を確認しながら改良版を完成させ、その運用方法を確立する。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの実績の分析経験を有する者を含む団体であること。</li> <li>・認知症施策推進基本計画における認知症疾患医療センターの方向性に沿った検討を行うこと。</li> </ul>	認知症施策・地域介護推進課
<b>20【認知症施策】その他</b>					
85	認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業	<p>○ 昨年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症施策を推進しているところであるが、本事業では、認知症施策を推進する上で課題となる次の事項について、認知症の本人や家族、有識者等からなる検討委員会を設置し検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する保健医療サービス等(認知症の専門医療機関、認知症初期集中支援チーム、医療従事者等の認知症対応力向上研修等)に関する事項</li> <li>・認知症施策推進基本計画のKPIの調査方法に関する事項</li> <li>・上記以外(「新しい認知症観」の普及促進の方策等)に関する事項</li> </ul> <p>その上で、政策提言として報告書にとりまとめる。</p> <p>○ 事業実施に際しては、検討委員会のほか、検討分野別に複数の小委員会を設置し、各委員会が連携して検討を行うとともに、必要に応じ、定量的調査や定性的調査を実施する。</p>	※協議額20,000千円の超過を認める		認知症施策・地域介護推進課
86	認知症施策推進のための市町村支援等の環境整備に関する調査研究事業	<p>○ 昨年12月に閣議決定された「認知症施策推進基本計画」では、認知症基本法に位置づけられた基本的施策に加えて創意工夫をしながら、地域の実情や特性をいかした取組を、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等と共に推進することが重要であると規定しているが、基礎自治体である市町村の取組は区々であるとともに、都道府県から市町村への支援策も確立していない状況にある。</p> <p>○ 本事業では、モデル地域とする都道府県単位でアドバイザーを選定し、アドバイザーによる市町村支援のモデル事業とスーパーバイズを行い、一連のプロセスを記録するとともに、効果的な手法やツールの見直し・拡充をはかる。また、これらの調査研究に係る事業報告書を開催するとともに、調査研究結果に係る報告書を作成する。</p> <p>○ なお、ピアサポート活動、認知症カフェ、一体的支援事業等の質を高め、これらの事業を通じて認知症の人と家族等の参画を推進することが特に重要であることから、市町村への支援を行う際には、これらの観点も踏まえて調査研究を実施するものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施に当たっては、令和6年度に実施した「認知症施策推進のための広域的支援に関する調査研究事業」の報告書や支援手法等を踏まえること。</li> </ul>	認知症施策・地域介護推進課
<b>【介護人材確保対策】</b>					
<b>21【介護人材確保対策】人材確保</b>					
87	北海道内地方部の自治体における福祉・介護人材確保のための調査研究事業	<p>北海道内の地方部の自治体においては、若年層の人材確保が深刻であり、その背景には、都市部に集中している福祉・介護系の養成校が実習を地方部で行う機会が極めて少ないことが挙げられる。</p> <p>このため、本調査研究では、地方部自治体における若年層の福祉・介護人材の確保に資することを目的に、自治体関係者・養成校教員・現場実習生等を構成員とする検討委員会を組織し、地方部での実習に対する参加意欲の促進、地方部での暮らし、働き方への関心を高める人材育成プログラムの開発、展開可能性及び持続的な実施のための方策等について検討のうえ、これらの成果を報告書として取りまとめる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。</li> <li>・令和5年度から実施している当該調査研究成果を踏まえた事業を行う計画となっていること。</li> </ul>	北海道厚生局
88	介護職員数の将来推計に関する調査研究事業	<p>○ 高齢者の増加、生産年齢人口の減少が進み、介護人材確保が喫緊の課題となる中、人口減少や高齢化の状況、地域における介護人材の供給量など、地域差や地域固有の過大が存在する中、その地域の状況を分析し、その上での対策を講じていくことが必要であり、そのために、精緻な介護人材推計を行うことが必要となっている。</p> <p>○ 令和9年度から始まる次期第10期介護保険事業計画策定を見据え、現在の推計のデータ分析等を行った上での課題の整理、推計の在り方、推計方法の見直し案の検討や、都道府県へ配布するワークシートの推計精度の向上のための具体的な調整、介護保険制度改正等の議論に基づく推計方法への反映等について必要な検討を行うとともに、地域における有効な人材確保対策のため、推計結果を施策へ反映した自治体モデル等についても事例の整理を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材に関する需給推計に関する調査研究実績を有すること</li> </ul>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
89	介護未経験者マッチング機能強化モデル構築に関する調査研究事業	<p>○ 新たに都道府県・市町村において実施される、地域の実情に応じた、主に介護未経験者を対象としたマッチング機能強化モデル(例:民間事業者のマッチング機能を活用し、未経験者でも行うことのできる介護現場の周辺業務等を効率的に短期・短時間で実施できる仕組み等)事業を実施の取組を進展させていくため、モデル事業実施状況の把握、効果測定、課題整理、好事例の収集、都道府県等による効果分析への支援等を行い、地域の実情等に応じた導入モデルの検証を行うとともに、多くの自治体で導入できるよう、普及方法などについても整理・検討する。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
90	介護技能向上を目的としたコンテストの効果分析に関する調査研究事業	<p>○ 介護職員の介護技能向上を目的としたコンテストを実施し、介護技能の向上のほか、様々な効果分析、課題の収集・検討を行う。</p> <p>○ 介護技能コンテストの効果は、単に介護技能の向上にとどまらず、職員のモチベーションの維持・向上、交流による職員同士の横のつながり形成、離職防止・定着促進、やりがい・魅力の発信など、様々な効果をもたらすことが考えられることから、コンテストの実施内容や付随する取組によって、介護技術・技能の向上のほか、参加する職員への影響、送り出す事業所への影響など様々な効果を分析するとともに、更なる効果的な実施のための課題収集・対応検討もあわせて行う。(適宜検討委員会などを設置し検討すること)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国規模の開催であること</li> <li>・参加者、参加団体など、広く対象としていること</li> </ul>	福祉基盤課福祉人材確保対策室
91	介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究	<p>○問題意識 社会福祉士の活用状況を明らかにすることは重要な課題であるが、特に医療的ニーズの高い高齢者に対する活動実態について客観的な把握ができていないところ。令和6年度調査において、社会福祉士(生活相談員)を配置している特養では看取り介護に積極的に取り組むことができる可能性が示唆されたが、その因果関係までは明らかになっていない。そこで、社会福祉士の役割と看取り介護がどう結びつくのか等、さらに検討をすすめる。社会福祉士が果たす役割や有効性について明らかにし、社会的な評価の向上を図る。</p> <p>○事業内容 1)有識者検討会の設置・運営 2)アンケート調査の実施(特養の生活相談員等) ○成果物 介護報酬上の評価(試案)を含めて、報告書としてとりまとめる。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
92	海外における外国人介護人材の獲得力強化に関する調査研究事業	<p>令和6年度事業においては、外国人介護人材の確保のための、海外への戦略的なはたらきかけについて、外国人介護人材受入に関する政府機関、学識経験者、地方自治体、介護事業者等が有識者からなる検討委員会を開催し、併せて令和5年度補正予算(外国人介護人材受入促進事業)の実施状況等のフォローアップを行うことを通じて、海外から介護人材を戦略的に確保する方策を検討し、送り出しルートの類型化や課題、各国の現状把握等一定の成果を得たところ。令和7年度においても継続し、令和6年度事業で把握した課題分析及び個別のワーキンググループでの検討を行うことにより、海外現地への働きかけの強化に資する方策を検討する。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
93	介護技能実習評価試験の実施状況の把握に関する調査研究事業	<p>○ 平成29年11月に施行された介護職種の技能実習では、技能実習評価試験を平成30年度から実施しており(初級試験)、令和2年度から専門級試験、令和4年度から上級試験というように順次実施。受検者数も増加している。</p> <p>○ 技能実習評価試験の実施状況や実習現場での実態把握を行うことを通じて、技能実習評価試験の課題を把握し、技能実習評価試験をより適正に実施していくための改善策等について検討する。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
94	訪問系サービスにおける外国人介護人材受入れに向けた環境整備に関する調査研究事業	<p>○「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会 中間まとめ」(令和6年6月26日)において、外国人介護人材の訪問系サービスへの従事が可能となる方向性が示されたところ。具体的には、受入事業者に対して研修やOJT、業務内容説明やハラスメント対策等の対応を適切に履行できる体制・計画等を実行できる環境整備を求めているほか、国においても適切な指導体制の確保、ハラスメント対策等の人材確保、キャリアアップ支援の促進等の観点に立った取組を実施することとされている。</p> <p>○ また、介護職種の技能実習制度においては、介護固有の要件を定めているところ、育成就業制度への移行に際し、介護の固有要件についてその必要性等を改めて確認していく必要がある。</p> <p>○ 本事業では、 ・訪問系サービスにおける外国人介護人材の業務の実施状況、小規模事業所を含む受入事業者の状況や、サービス提供責任者等の対応状況等を適切に把握し、課題を分析するとともに、好事例の周知等を通じ、外国人介護人材だけでなく、日本人も含めて従事しやすい環境整備を進めること ・育成就業制度への移行を視野に、技能実習制度における介護の固有要件(訪問系サービスに係る要件を除く)や特定技能制度の介護分野における要件等の検討に資する調査やヒアリング等の実施を目的とする。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室



別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
95	海外現地と自治体等の連携による外国人介護人材確保に係る調査研究事業	<p>○ 令和6年度事業では、海外現地の行政機関や学校等との協定を締結する等、外国人介護人材の確保に取り組む自治体の実態を把握し、その取組における課題等を整理したところ。取り組んでいる自治体は、海外現地との直接的なやり取りに効果を感じている一方、指標の定め方や自費人数に達しない場合の対応等、実際の運用面での課題を抱え、取組を検討している自治体は、連携する国の選定やアプローチの手法等がわからないという課題を抱え、先進的な事例を参照しようにも、自治体の規模や他部署を含めた連携の有無、過去の実績の違いなどから、ハードルが高いと感じていることがわかった。</p> <p>○ 本事業では、令和6年度事業で把握した課題や取組状況を踏まえ、海外現地と交渉を進めるために必要な条件整理や人材確保のための戦略を検討する。検討にあたっては、自治体の規模別、課題別に整理し、自治体が実行しやすい取組の参考事例を示すとともに、令和6年度事業の成果物(海外現地とやり取りする資料)をより効果的に活用してもらうため、成果物の効果検証を行い、内容のより一層の充実と対応する言語を増やすことを目的とする。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
<b>22【介護人材確保対策】人材育成</b>					
96	介護福祉士養成課程におけるICTを活用した教育のあり方に関する調査研究事業	<p>介護福祉士養成教育の現場では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、ICTを活用したオンライン授業が展開されるようになり、デジタル技術を活用した教育が身近となった。介護福祉士養成課程新カリキュラム教育方法の手引き(日本介護福祉士養成施設協会、2019)のなかでは、複数の科目において想定される教育内容の例として、情報の活用と管理におけるICT活用、介護ロボットを含んだ福祉用具の活用、ICTの活用が示されている。</p> <p>介護現場では、介護DX、ICTを活用した生産性向上の取組の推進が図られている。養成校と介護現場が連携した教育の展開により、学習効果が高まり、介護サービスの質向上に寄与する人材育成が想定される。一方で、ICT活用や介護ロボットを取り入れた授業展開には、養成校間の差が大きい状況となっている。ICTを活用した教育例と効果の分析を行い、その上で、ICTを活用した教育上の留意点と課題について検討し整理する。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検討委員会の設置</li> <li>2. 介護福祉士養成校への調査の実施(アンケート及びヒアリング)</li> <li>3. 報告書及びICTを活用した教育事例集の作成</li> </ol>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
97	介護福祉士養成校既卒者に対する国家資格取得に向けた支援に関する調査研究事業	<p>介護福祉士養成施設の国家試験合格率は、全体で7割～8割を推移しており、福祉系高校の国家試験合格率は、全体で8割～9割を推移している。合格の内訳をみると、既卒者の再受験における合格率は新年に比べてかなり低く、特に留学生の再受験者の合格率は1割強となっている。養成校の卒業生の多くが介護現場に就職している状況から、就労学習の高立が課題となっている。R6年度を以て介護福祉士養成施設における国家試験合格に向けた取組に関する調査研究事業において、国試不合格で卒業した者への支援が不足している状況を把握し、就労しながら合格を目指す受験者に対しては、介護現場、介護福祉士養成校、職団体がそれぞれの立場から支援する取組が必要である。</p> <p>介護福祉士養成校の既卒者に向けた国家試験合格に向けた支援の状況を把握し、その上で、必要な取組について検討しガイドラインを作成する。</p> <p>(事業内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検討委員会の設置</li> <li>2. 介護福祉士養成校への調査の実施(アンケート及びヒアリング)</li> <li>3. 介護現場への職員に対する国試受験に向けた支援に関する調査の実施</li> <li>4. 報告書及び既卒者の合格支援ガイドラインの作成</li> </ol>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
98	日本の介護技術のアジア標準化を目指した介護技術教材の開発及び活用事例に関する調査研究事業	<p>令和6年度事業において、ChatGPTを活用し、日本の介護サービスのアジア標準化を視野に教材開発を行い、インドネシア等アジア諸国での実践を通じ、課題の把握・改善等一定の効果を得たところ。</p> <p>令和7年度では、これを発展させ、海外現地及び日本国内の介護現場向けにそれぞれ教材開発を作成する。外国人介護人材が日本に来て、現場で活躍できるようにするとともに、日本人介護職員が海外現地の現場で介護を実践できるようにする。これにより、日本の介護技術のアジア標準化を一層進めていく。</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
99	介護事業所における中間マネジャーのあり方・育成等に関する調査研究事業	<p>○ 介護事業所において、地域の高齢化、労働力の現状や見通し等地域の状況を的確に把握しつつ、人材の確保・定着・育成、職場環境の改善等に向け、実効性のある取組を推進する上で、現場感覚と経営視点とを有し、現場と経営層のハブとなる中間マネジャーについて重要性が高まっているとの認識のもと、事例等も踏まえつつ、介護事業所における中間マネジャーに求められる能力やスキル、育成のあり方等について、研究し、そのために必要な環境整備等について検討する。</p> <p>○ 事業内容: ①有識者検討会の設置・運営、②中間マネジャーの育成確保に取り組む事例調査(ヒアリング)</p> <p>○ 成果物: 中間マネジャーのあり方・育成等をまとめた報告書の作成</p>			福祉基盤課福祉人材確保対策室
<b>【介護ロボット・ICT・生産性向上】</b>					
<b>24【介護ロボット・ICT・生産性向上】ICT・生産性向上</b>					
100	高齢者の円滑な在宅生活復帰支援、効果的な地域包括ケアの推進及び医療関係職の働き方改革を目的とした生成AIを用いた退院時指導書普及モデル調査研究事業	<p>早期在宅復帰が求められる中、患者・家族向けに在宅生活における留意点等が記載された退院時指導書は、治療効果や在宅生活の質を向上させるための重要なツールである。一方で、退院時指導書の作成は、看護職等の大きな作業負担となっている。看護記録から生成AIを用いて質の高い退院時指導書を作成することにより、看護職等の負担を軽減するとともに、地域包括ケアにおける患者の自律性向上、在宅生活の質の向上が期待されるため、次の事業を実施する。</p> <p>①患者・家族では気が付きにくい療養、服薬等に関する留意点等について、蓄積された看護記録から生成AIを用いて退院時指導書を作成するモデル開発(辞書機能等の活用)。</p> <p>②生成AI活用による看護職の働き方改革への効果の把握。</p> <p>③四年度以降、協力医療機関を募り、モデルや手法の妥当性を検証。また、モデル指導書の手引きと報告書の作成、成果発表会を通じた圏域・全国への提言。</p>		・診療・看護記録の生成AIを用いた利活用の取組・実績があり、AI倫理に関するガイドラインを策定し、遵守していること。・患者のプライバシー保護と情報セキュリティ確保に十分に取組めること。・次年度に、協力病院、在宅医療機関との連携が可能であること。	東海北陸厚生局
101	中山間地域の高齢者における対話型ロボット等を活用した介護人材の業務負担軽減等に関する調査研究事業	<p>社会的な孤立は要介護への進行、認知機能の低下、抑うつなどの精神疾患の有病率の上昇、孤独死への影響が近年明らかになっているが、高齢者はコロナ禍以降、社会的孤立がさらなる課題となり対策が必要である。また、中山間地域では、介護する側の人材も不足しており、さらに移動が難しい状況もあり、適切なモニタリングや見守りが難しいことも想定される。</p> <p>よって、対話型ロボット(AI搭載)と会話をすることにより、上記の課題を解決する調査及び実際に現場で活用するモデル検証を行う。</p> <p>具体的には、現状の中山間地域等の介護側の負担調査及びAIを活用したモデル事業の実施による検証を通してAIの導入課題や効果等を整理し報告書にまとめる。なお、事業を進めるにあたり有識者を含めた意見収集を行う機会を設けること。</p>		四国厚生支局の管轄エリアにて調査等を行う計画となっていること。	四国厚生支局
102	介護テクノロジーの安全な活用のために介護テクノロジー介護テクノロジー開発企業等が開発時に留意すべき標準的な事項等に関する調査研究	<p>現在、介護テクノロジーの活用による介護現場における生産性向上の取組が広まりつつある。一方、介護テクノロジーには明確な安全等に関する基準等が設けられていない。</p> <p>このため、介護テクノロジーを安全に活用するためには、介護テクノロジーの利用者(当該介護テクノロジーを導入する介護サービス事業所)が介護テクノロジー開発企業が作成する取扱説明書(利用時の注意喚起等の情報)をもとに、安全に関するリスクアセスメント等を実施している状況にある。</p> <p>本事業では、今後も介護現場による生産性向上の取組が広がる中で、事業者及び利用者が安心して介護テクノロジーを活用できるように、令和6年度「介護ロボット等を安全に利用するための認証制度等に関する調査研究事業(株式会社日本経済研究所が実施)」の調査結果を踏まえ、既に規定されているJISやISO等の基準・規格情報等の調査を行うとともに、アンケート調査やヒアリング調査等により、企業が開発時に留意すべき介護テクノロジーの安全性や性能にかかわる標準的な開発基準等について調査研究を行い、報告書にまとめる。</p> <p>なお、対象とする介護テクノロジーは令和6年度に改定された「介護テクノロジー利用の重点分野」を優先的に調査することとする(分野ごとにテクノロジーの性質が異なることを踏まえ、調査研究の対象を導入割合の高い分野に絞るなど、調査対象数を限定することとしても差し支えない)。</p>		○介護ロボット等を安全に利用するための認証制度等に関する調査研究事業(株式会社日本経済研究所が実施)を踏まえ、調査を実施すること。	高齢者支援課
103	在宅(介護サービス利用者の居住場所)における介護テクノロジー活用方法及びモデル構築のための調査研究	<p>令和6年度「訪問系や通所系サービスにおける介護ロボット・ICT等のテクノロジー活用及び介護現場におけるAI技術の活用などを通じた生産性向上の取組の実態調査研究事業(株式会社三菱総合研究所が実施。以下「R6調査」という。)」において、訪問系サービス等の在宅サービスにおいては、事務所における介護記録ソフトの活用等は進んでいっているところであるが、利用者の自宅における介護テクノロジー活用については、機器の持ち運びや利用者宅への機器の設置が困難であるなどの課題からテクノロジー活用がままならない状況にあり、これらの課題を踏まえ、訪問系サービス事業者によるテクノロジー活用だけでなく、利用者や利用者家族等が自宅でテクノロジーを活用する方法の検討の必要性が今後の課題としてあげられた。</p> <p>本調査では、訪問系サービスにおける訪問介護員等の業務負担軽減を図る観点から、利用者・家族等が自宅で用いるテクノロジーの活用方法の検討(訪問先の要介護者等の利用者に対する福祉用具貸与の活用促進による訪問介護員等の負担軽減等の観点も含む)や、利用者・家族等と訪問系サービス事業者等が連携したテクノロジー活用モデル構築に向けた調査研究を行い、報告書にまとめる。</p>		対象とするテクノロジーについては、R6調査等において、訪問介護員等の業務負担軽減の効果が期待されるとの意見があった。①睡眠や褥瘡などを含む健康状態や生活状況を遠隔で確認出来るテクノロジー。②利用者の移乗・移動・入浴を支援するテクノロジー。③遠隔でのコミュニケーションを可能とするテクノロジーの3類型は必ず調査対象とすること。	高齢者支援課
104	生産性向上の取組による職員の負担軽減及びケアの質の確保・向上の効果把握するための指標の在り方及び当該指標の効率的な把握手法等に関する調査研究	<p>介護職員の負担軽減及びケアの質の確保に資する生産性向上の取組の推進については、令和6年度介護報酬改定において、施設系サービス等の生産性向上の取組を介護報酬上で評価するために生産性向上推進体制加算を設けたところである。本加算においては、生産性向上の取組の実績・成果として、一定の指標について年1回の厚生労働省への報告を求めているところであるが、同改定について議論した介護給付費分科会では、生産性向上の取組の効果を図るための指標について、引き続き検討が必要ではないか、との意見も出ていたところである。このため、本事業では、生産性向上の取組による効果を適切に評価するための指標の在り方の検討(測定した指標の評価の方法を含む)及び当該指標を介護サービス事業所の現場で簡易に測定するための手法について調査研究を行い、報告書にまとめる。</p>			高齢者支援課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
105	介護情報基盤を見据えた地域包括支援センターを核としたケアプランデータ連携の利用促進モデルに関する調査研究	<p>○令和8年度以降、順次利用開始される「介護情報基盤」に格納するケアプラン情報は、ケアプランデータ連携システムを介して介護情報基盤に収集することが見込まれており、円滑な利用開始のためにも、ケアプランデータ連携システムの利用を加速化させ、早期に利用事業所を増やす必要がある。</p> <p>○特に、自治体主導で事業所グループを作り、面的に利用促進を図ることが有効であり、令和5年度補正予算において「ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業」を実施している。また、令和7年度より適用される標準仕様Ver4.1では正式に介護予防支援に対応し、地域包括支援センターでの活用が期待されている。</p> <p>○本事業では、令和6年度に実施した「ケアプランデータ連携促進モデル地域づくり事業」の事例把握を行うとともに、地域包括支援センターを中心にして面的に利用を拡大していく手法について、モデルを作り効果検証を行いつつ、ポイントを取りまとめる。</p>		別途実施する予定の「介護情報基盤の活用促進を見据えたケアプランデータ連携効果測定等事業」(仮称)の受託者と連携して事業を進めること。	高齢者支援課
106	介護情報基盤での利活用を見据えた個別サービス計画の標準化に向けた調査研究	<p>○令和8年度以降、順次利用開始される「介護情報基盤」に格納するケアプラン情報は、「ケアプランデータ連携標準仕様」により標準化が行われ、基盤におけるデータ利活用が期待される。</p> <p>○一方、同様にやり取りされる訪問介護計画等の「個別サービス計画」については、未だ標準化できていない。</p> <p>○そのため、本事業においては、将来的な個別サービス計画のデータ活用や、居宅サービス事業所のケアプランデータ連携システム利用促進を念頭におきつつ、複数の介護ソフトウェアの協力を得ながら比較検証し、その標準化に向けた課題整理を行うとともに、各サービスにおける個別サービス計画のデータ連携標準仕様の案を作成する。</p>		「居宅介護事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(ケアプランデータ連携標準仕様)を参照すること。	高齢者支援課
107	介護現場における文書負担軽減の更なる促進に向けた調査研究	<p>○介護分野の文書に係る負担軽減については、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)の内容を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会に設置された専門委員会において取りまとめを行った。</p> <p>○取りまとめの内容は定期的に把握し公表する必要があるため、以下の内容について自治体・介護事業者等へのアンケート・ヒアリングにより実態把握・分析を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の様式使用原則化等の文書負担軽減策による効果検証</li> <li>・電子申請・届出システムの運用による文書負担軽減効果の検証</li> <li>・自治体ごとの行政手続き等に関するローカルルールの実態把握、好取組事例の把握</li> </ul> <p>○上記を踏まえ、令和5年度事業で作成したガイドラインの更新や報告書の取りまとめを行う。</p> <p>○老人福祉法に基づく申請等の早期のオンライン化のために、技術的課題の整理等を行う</p>		令和6年度事業の成果をふまえ、事業を実施すること	高齢者支援課
<b>26【介護関連データ活用】</b>					
108	介護情報基盤の運用に向けた介護事業所におけるセキュリティ対策のための調査研究	<p>経済財政運営と改革の基本方針 2022 において「全国医療情報プラットフォームの創設」を行うこととされ、介護領域においても自治体、介護事業所、医療機関が情報共有を行うための介護情報基盤の構築が検討されている。他方、介護事業所では、医療機関を主な対象とするガイドライン等を各事業所が参照した上で、ネットワークの構築や端末の安全管理措置等を実施する必要がある。そのため、ネットワークの構築や安全管理措置等の明確化を目的として令和6年度厚生労働科学研究において介護事業所にとってわかりやすい表現で介護情報等システムの安全管理に関する手引きを作成したところ。</p> <p>本事業では介護情報基盤の本格運用に向け、当手引きを用いて実際に介護事業所が介護情報基盤に参加する上での安全管理に係る課題整理及び解決策の提案を行う。</p>		・介護事業所の業務や安全管理に多くの知見を有するもの ・ICT関連のセキュリティやサイバー攻撃などに知見を有するもの	老人保健課
109	介護情報基盤を活用した医療介護連携に関する調査研究事業	<p>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定)において、「全国医療情報プラットフォームの創設」が示されたところ。令和6年度はプラットフォームの一部となる介護情報基盤の運用開始に当たり、まず実現していく内容の確定、要件定義、開発に着手してきた。本事業では、全国で利用されている医療介護連携サマリに関する調査を行い、主に介護情報基盤を活用した医療介護連携について、効果的と思われる内容を整理するとともに、セキュリティを鑑みたネットワーク構成の提案、医療機関側に提供する介護情報の整理(LIFE等)等を行うことを目的とする。</p>		・医療介護連携、LIFEに知見のあるものが実施すること ・「全国医療情報プラットフォーム」に知見のあるものが実施すること ・PMHIに知見のあるものが実施すること	老人保健課
110	LIFE情報をアセスメント及びケアプラン作成に活用する方法に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定より、科学的介護情報システムを稼働させ、介護現場の質向上、PDCAサイクルの推進に取り組んできたところ。これまで、各事業所におけるLIFEの活用について主に検討を進めてきたが、質の向上に取り組む際にはその事業所の介護の質の向上のみならず、各利用者のサービス計画(LIFE)におけるアセスメント情報を活用するという方向性も考えられる。本事業は、LIFE情報が介護支援専門員に集約される経路・内容及びこれらの実態について調査し、ケアプラン作成時のアセスメントの様式及び課題分析に活用するといった場合の整理事項について具体的に検討することを目的とする。</p>		・介護サービス事業及びケアマネジメントに関し知見を有する者による事業者の実施が望ましいこと ・ケアマネ、介護事業者、介護のデータを用いた研究に精通した研究者等を含む検討会を設置すること。	老人保健課
111	地域包括支援センター・予防分野における介護情報基盤の活用に関する調査研究事業	<p>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月閣議決定)において、「全国医療情報プラットフォームの創設」が示されたところ。令和6年度はプラットフォームの一部となる介護情報基盤で実現する内容として、まずは介護保険被保険者証の電子化、要介護認定事務の電子化に取り組みることとしたところ。本事業では、介護情報基盤の今後の活用可能性として、地域包括支援センターの業務負担軽減や介護予防領域での活用可能性を検討する。</p>		・地域包括支援センターの業務に多くの知見があるもの ・国を始めとする各地の介護予防の取組に知見のあるもの ・「全国医療情報プラットフォーム」、特に介護情報基盤に知見のあるものが実施すること	老人保健課
<b>27【権利擁護施策】</b>					
112	地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業	<p>○全国どの地域においても、必要とする人が、市民後見人や法人後見人による支援を受けられるよう、権利擁護の担い手の確保・育成を推進する必要があるが、専門職後見人に比べ、市民後見人や法人後見人の受任件数は低調であり、また、市民後見人養成研修修了者の活躍の場が少ないことが指摘されている。</p> <p>○本事業では、都道府県・市町村における市民後見人養成等の実態、市民後見人や法人後見人の受任件数の低調の原因や受任増加に向けた好事例となる取組、社協等での市民後見人の活用の取組等を調査し、市民後見人のさらなる活躍促進策を検討するとともに、法人後見人の推進に向け、望ましい法人後見人の在り方を示すガイドラインの策定や、さらなる方策の検討を行う。</p>			認知症施策・地域介護推進課
113	介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況に関する調査研究事業	<p>①介護施設・事業所の従事者等による高齢者虐待の相談・通報・判断件数が増加傾向にあり、全ての介護サービス事業所における高齢者虐待防止措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置)等の実施状況及び効果的な実施方法を把握し周知する必要がある。</p> <p>②全ての介護サービス事業所を対象に、高齢者虐待防止措置等の実態を把握し、虐待防止や身体拘束廃止や効果的な取組例や好事例について調査し、指針等の体制整備に影響する要因やその効果、課題等の観点から分析を行い、施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成する。</p> <p>③調査研究結果については、分析結果や効果的な高齢者虐待防止等の取組について報告書にとりまとめ、施設・事業所等が事業所内で活用可能な媒体による普及・啓発資料を作成し、各都道府県・市町村に配布、あるいはHPでダウンロード等ができるようにする。</p>		○普及・普及啓発資料は、令和3年度老健事業別冊*1を参考に内容の充実を図り作成すること ○関係者や有識者からなる委員会を設置し、厚生労働省及び関係団者と連携をとること ○毎年度実施している高齢者虐待防止法に基づく調査の委託事業と連携して進めること	高齢者支援課
114	自治体による高齢者虐待対応の効果検証の在り方等に関する調査研究事業	<p>①養介護施設従事者等及び養護者による高齢者虐待の相談・通報・判断件数は増加傾向にあり、虐待防止策(未然防止、早期発見・適切かつ迅速な対応(悪化防止)、再発防止)を講じるにあたり、自治体等の虐待対応の効果を検証する方法が確立されていないため、その在り方について検討を行うことが必要である。</p> <p>②国が経年実施している「高齢者虐待防止法に基づく調査」データを活用し、虐待防止策に資する分析等を行い、調査項目や分析方法について見直し、自治体等の虐待対応の効果検証の方法等について検討する。</p> <p>③調査研究結果については、国が経年実施する高齢者虐待に関する調査データの利活用による分析結果や自治体等の虐待対応の効果検証の在り方等を報告書にとりまとめ、活用できる資料をHPでダウンロード等ができるようにする。</p>		○関係者や有識者からなる委員会を設置し、厚生労働省及び関係団者と連携をとること ○高齢者虐待防止法に基づく調査の委託事業及び令和7年度実施(予定)の老健事業*と連携して進めること*1「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」	高齢者支援課
<b>28【その他】</b>					
115	複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族を支えるための地域支援事業における家族介護者支援のあり方に関する調査研究事業	<p>○介護保険法に基づく地域支援事業を活用した家族介護者支援として、各市町村において、介護知識・技術習得等を内容とした教室の開催、介護者の家族等へのヘルスチェック等が行われている。</p> <p>○近年、独居高齢者や老老介護を行う家族などが増える中、このような家族介護支援事業について、現在の高齢者とその家族の実態や介護のあり方、支援ニーズに沿った効果的なものとしていく必要がある。</p> <p>○市町村が行う家族介護支援事業の実態把握のためのアンケート調査と、当該事業の活用有無にかかわらず現在の家族のニーズにあわせて効果的な家族介護者支援を行っている自治体の事例収集をとおして、家族介護支援事業のあり方について検討し、報告書にとりまとめる。</p>			認知症施策・地域介護推進課
116	広域的長期浸水(湛水)・液状化被害による長期孤立が予測される海抜ゼロメートル地帯における災害時福祉医療連携ネットワークモデルの作成を目指した調査研究事業	<p>令和6年度事業では、高齢者介護施設、市町村・県の情報発信・共有体制確立のための情報共有ツール(被災状況チェックリスト等)を作成するとともに、南海トラフ地震を想定した実証訓練にて実用性を検証し、災害急性期の情報発信・共有体制整備において一定の成果が得られた。令和7年度事業では、次の事業を実施する。</p> <p>①6年度事業で作成した情報共有ツールを情報の受け手となる市町村や県に提供するとともに、ヒアリング等で意見聴取し、行政側にとっても実用性の高いツールへ改良する。②孤立状態の施設状況及び搬送を要する入所者の把握、優先順位、対処方法の決定に関する情報の集約等、高齢者施設及び行政側が広域調整を行う上で、実用可能なツールとなっているかを検証する。③②の結果も含め、改良したツールを用いて、介護施設、市町村・県参加の訓練、研修会を実施し、得られた成果について全国へ情報を発信する。</p>		・東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。	東海北陸厚生局
117	介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査研究事業	<p>令和6年度介護報酬改定において措置した処遇改善加算等が、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへと充実につながるようになるとともに、令和6年度補正予算で措置した施策による生産性向上・職場環境改善等を通じて、更なる賃上げの推進に取り組むこととしている。</p> <p>令和7年度予算にかかる大臣折衝(令和6年12月25日)を踏まえ、令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置した施策が、介護職員等の職場環境や処遇の改善に与える効果について、介護事業所・施設に対する調査・アンケート等を通じて把握・分析し、報告書を作成する。</p>	※協賛額20,000千円の超過を認める	本事業については、令和7年10月頃までに調査・アンケート結果(速報値)について厚生労働省に報告できる内容となっていること。調査・アンケートについては、特定の介護サービスに偏ることなく把握すること。	老人保健課

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要	特記事項		担当課室厚生局
			金額	特記条件	
118	人口減少社会を見据えた高齢者施設等の整備に関する調査研究事業	<p>○ 高齢者施設については、ゴールドプラン(1989年策定)以降、整備を進めてきたが、当初に整備された施設においては老朽化が進んでいる。また、地域によっては人口減少等によってサービス需要が急激に変化しているところもある。</p> <p>○ 人口減少や高齢化の進展に地域差があるように、サービス提供体制や実施事業、地域資源についても地域差があることから、今後のサービス提供体制の検討にあたっては、時間軸・地域軸の両視点が必要である。</p> <p>○ 本事業においては、対象地域を拡大した上で、有識者の意見を踏まえながら、自治体関係者、事業者に対してアンケート調査やヒアリング調査等を実施し、今後の地域ごとの高齢者施設の施設整備に関する課題の抽出・分析を行い、報告書にまとめること。</p>		<p>○ 事業の実施にあたっては、令和6年度厚生労働省委託事業「人口減少社会を見据えた高齢者施設等の整備に関する調査研究事業」(実施:一般財団法人日本総合研究所)の成果物等を参考とすること。</p>	高齢者支援課
119	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査研究事業	<p>養護老人ホーム及び軽費老人ホームについて、地域の実情に即した自治体独自の改定等を行うよう要請するなど、国として活用を促しているが、地域によっては行政職員も含めて認知度が低く、安定的な運営等の障壁になっている場合がある。そのため、①市町村や都道府県に対してアンケート調査(支弁額等の改定、老人福祉法に基づく措置事務及び都道府県による管内市町村に対する助言等について、具体的な取組方法や実施する際の課題の把握)や、②自治体の担当者等による地方ブロック単位の会議(アンケート調査を踏まえた意見交換、関係団体や先駆的な自治体の発表等)の開催等を行い、同様の課題等を抱えている自治体に対する際の参考にできたり、自治体職員の認知度向上・理解促進も図られるよう、報告書にまとめること。</p>		<p>本研究事業の実施に際しては、有識者、関係者、地方自治体等による検討会を開催した上で、調査研究事業の内容等を決定すること。ブロック会議に出席する自治体職員は都道府県・指定都市・中核市とする。</p>	高齢者支援課
120	介護サービス相談員の積極的な活用に向けた調査研究事業	<p>近年、認知症高齢者に対して地域で支え合う体制や、独居高齢者の意思決定支援等に関する課題も指摘されている中、従来の枠組を超えて、これらの問題に取り組んでいる介護サービス相談員もいることから、ノウハウの積極的な活用を通じてより効果的な活動が期待できるため、以下のような取組をより広めるための調査研究を実施し、報告書にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者等への支援(地域の関係機関とも連携の上、相談員のノウハウ等を活かして、地域の課題に応じた従来の枠を超えた支援の実施。)</li> <li>・介護サービス相談員等の人材の掘り起こし(地域住民が介護サービス相談員をはじめとする地域人材の活動に積極的な参加を促す(人材の掘り起こし)方策の実施。)</li> </ul>		<p>令和6年度老人保健健康増進等事業「介護サービス相談員の積極的な活用に向けた調査研究事業」の成果を踏まえ本事業を実施し、普及の方策を検討すること。</p>	高齢者支援課